【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年5月2日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　杉原　規之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
【事務連絡者氏名】	積木　利浩
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	太陽財形株投　太陽一般財形　３０
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	3兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

太陽財形株投　太陽一般財形　30

（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

（イ）追加型株式投資信託（契約型）の受益権です。

（ロ）当初元本は１口当たり１円です。

（ハ）アセットマネジメントOne株式会社（以下「委託者」または「委託会社」といいます。）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

※　ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)　振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

3兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

（イ）発行価格は、取得申込受付日の基準価額です。

なお、ファンドの基準価額については１万口当たりの価額を発表します。

※「取得申込受付日」とは、一定の日（毎月10日、20日および月末（休日の場合はその直前の営業日）から５営業日目）とします。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権口数で除した１口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

（ロ）基準価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター　0120-104-694

（受付時間は営業日の午前９時から午後５時までです。）

インターネットホームページ

https://www.am-one.co.jp/

※基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

1,000円以上１円単位です。

※販売会社や申込形態によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2025年5月3日から2025年10月31日までです。

※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申し込みの取扱場所（販売会社）については、下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター　0120-104-694
（受付時間は営業日の午前９時から午後５時までです。）
インターネットホームページ
https://www.am-one.co.jp/

（９）【払込期日】

ファンドの受益権の取得申込者は、お勤め先の事務局を通じて申込金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日ごとの申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に委託者の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンドの口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

払い込みの取り扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認ください。

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

（イ）申込証拠金

ありません。

（ロ）日本以外の地域における発行

ありません。

（ハ）振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)　振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)　振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ａ．ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは追加型投信／国内／資産複合に属し、主として国内外の公社債およびわが国の株式に実質的に投資し、安定した収益の確保と投資信託財産の成長をはかることを目的として、安定運用を行います。

委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として、信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型 追加型	国　内 海　外 内　外	株　　式 債　　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■商品分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式・債券・不動産投信（リート）・その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（資産複合（株式　一般、債券　一般））（資産配分固定型）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回（隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他（　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■属性区分の定義

その他資産 （投資信託証券（資産複合（株式　一般、債券　一般））（資産配分固定型））	投資信託証券への投資を通じて、実質的に複数資産（株式　一般、債券　一般）に投資を行います。資産配分固定型とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。
年１回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

※当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（資産複合）とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

ｂ．ファンドの特色

1 「太陽財形株投 太陽一般財形 30」は、財形貯蓄制度をご利用いただく勤労者のみなさまのためのファンドです。

●ご購入は毎月、給与からの天引きで行います。

●ご購入時、換金時とも手数料はかかりません。

●財形貯蓄制度をご利用の方は、持ち家取得などについて財形融資を受けられる特典があります。

●財形貯蓄制度について

「財形貯蓄」とは、勤労者財産形成促進法に基づいて設けられた貯蓄制度です。
この法律は、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定をはかり、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。
この法律において、いわゆる「財形資産形成のための措置」として、勤労者財産形成貯蓄（一般財形）、勤労者財産形成住宅貯蓄（住宅財形）、勤労者財産形成年金貯蓄（年金財形）の制度が設けられています。

2 太陽財形公社債 マザーファンドおよびニュー トピックス インデックス マザーファンドに投資し、安定した収益の確保と売買益の獲得をはかります。

●当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

※詳しくは後述の「ファンドの仕組み」をご覧ください。

●株式の実質組入比率は、投資信託財産の純資産総額の30％を限度とし、原則として常時相当程度の実質組入比率を維持します。

マザーファンドの運用方針

●太陽財形公社債 マザーファンドは、国内外の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目的として安定運用を行います。

●ニュー トピックス インデックス マザーファンドは、わが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に採用されている（または採用予定の）銘柄を主要投資対象とし、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指した運用を行います。

●東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）とは

東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）とは、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、基準時（1968年１月４日終値）の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。

①東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）の指数値および東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）にかかる標章または商標は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）にかかる標章または商標に関するすべての権利はＪＰＸが有しています。

②ＪＰＸは、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）の指数値の算出もしくは公表の停止または東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）にかかる標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。

③ＪＰＸは、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）の指数値および東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）にかかる標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。

④ＪＰＸは、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、ＪＰＸは、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

⑤本件商品は、ＪＰＸにより提供、保証または販売されるものではありません。

⑥ＪＰＸは、本件商品の購入者または公衆に対し、本件商品の説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。

⑦ＪＰＸは、当社または本件商品の購入者のニーズを東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。

⑧以上の項目に限らず、ＪＰＸは本件商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

分配方針

原則として、年1回（毎年2月1日。1日および2日のいずれかが休業日の場合は、1日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち1日に最も近い日。）の決算時に、収益の分配を行います。

◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

◆分配金額は、運用実績を考慮し、原則として利子・配当等収益を中心に決定いたします。

◆留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（２）【ファンドの沿革】

1994年２月４日	投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
2014年９月24日	主要投資対象のうち、「太陽財形株式　マザーファンド受益証券」を「ニュー　トピックス　インデックス　マザーファンド受益証券」に変更する約款変更の届出
2016年10月１日	ファンドの委託会社としての業務を新光投信株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継

（３）【ファンドの仕組み】

ａ．ファンドの仕組み

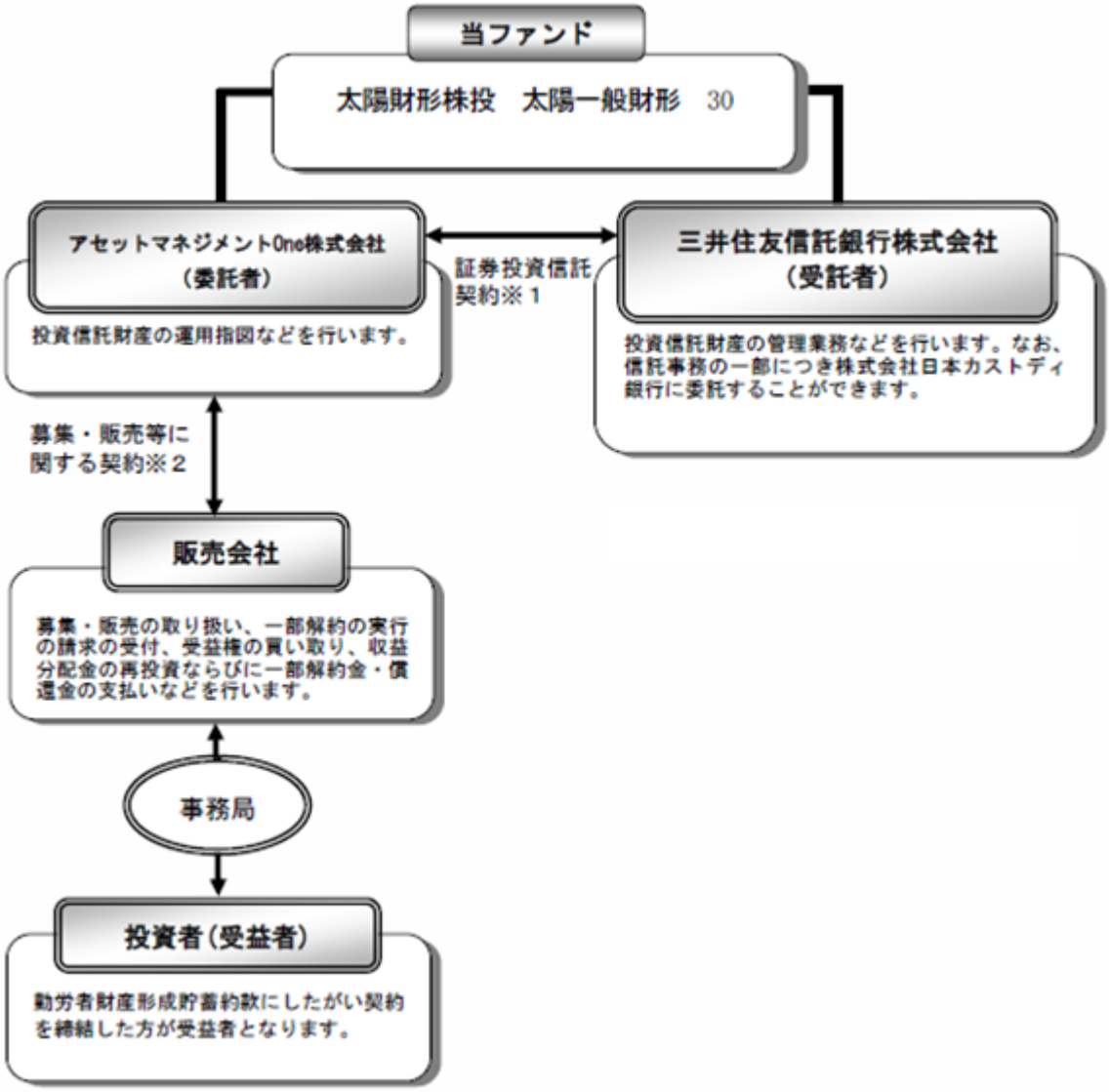

※１　証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

※２　募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

■当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファンドに反映されます。

※ベビーファンド（当ファンド）で国内外の公社債およびわが国の株式などを直接組み入れる場合があります。

b．委託会社の概況

名称：アセットマネジメント0ne株式会社
本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目８番２号

資本金の額
20億円（2025年2月28日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメント0ne株式会社に変更

大株主の状況

（2025年2月28日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率

株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株※1	70.0%※2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2

※1：Ａ種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

ａ．基本方針

当ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の成長をはかることを目的として、安定運用を行います。

ｂ．運用の方法

（イ）主要投資対象

太陽財形公社債　マザーファンド受益証券およびニュー　トピックス　インデックス　マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

（ロ）投資態度

①　主として、太陽財形公社債　マザーファンド受益証券およびニュー　トピックス　インデックス　マザーファンド受益証券への投資により、安定した収益の確保と売買益の獲得をはかります。

②　ニュー　トピックス　インデックス　マザーファンド受益証券およびわが国の株式への投資にあたっては、株式の実質投資割合の限度を投資信託財産の純資産総額の30%としたうえ、常時相当程度の組入比率を維持することを基本とします。

③　有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

④　投資信託財産に属する資産の効率的な運用、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

マザーファンドの運用方針

太陽財形公社債　マザーファンド

１．基本方針

この投資信託は、公社債への投資により、安定した収益の確保をはかることを目的として、安定運用を行います。

２．運用方法

(1) 投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保をめざします。

② 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

③ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

(3) 投資制限

① 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

② 外貨建資産への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。

③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

運用プロセス

太陽財形公社債　マザーファンドは、以下のプロセスによりわが国の公社債への投資を行います。

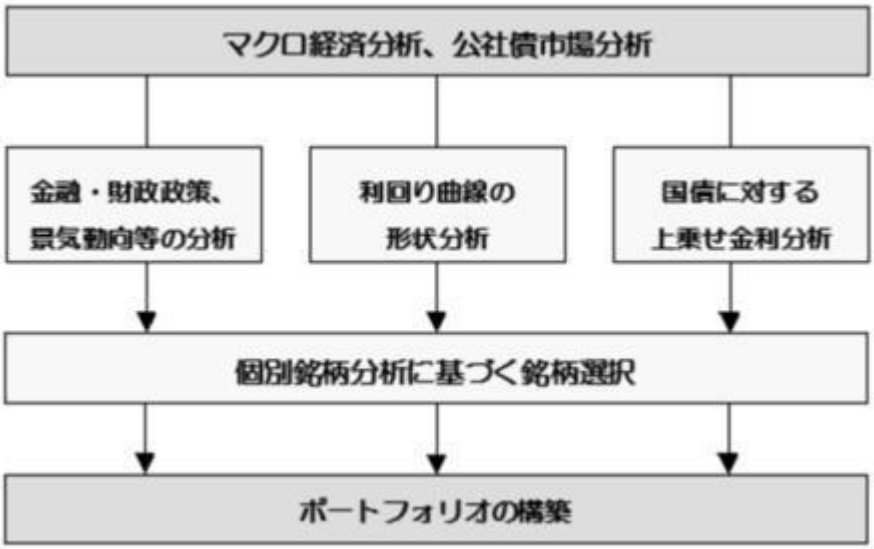

１．当ファンドにおける運用は、マクロ経済分析、公社債市場分析、個別企業の信用リスク分析などを基に行われます。

２．各種の分析を元にポートフォリオの残存期間、債券種別構成、投資銘柄の分散度合いをそれぞれ決定します。

３．以上のプロセスにより、当ファンドに組入れる銘柄を決定し、ポートフォリオを構築します。個別銘柄の選択にあたっては、割高・割安の分析に加え、信用リスク・流動性リスクを十分に勘案します。

※運用プロセスは2025年2月28日現在のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

ニュー　トピックス　インデックス　マザーファンド

１．基本方針

この投資信託は、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）に連動する投資成果をめざした運用を行います。

２．運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）に採用されている（または採用予定の）銘柄を投資対象とします。

(2) 投資態度

① 投資成果を東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）の動きにできるだけ連動させるため、原則として東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）における業種別、銘柄別時価構成比を勘案しながら当社独自のポートフォリオ構築モデルにしたがい、約200銘柄以上の株式に分散投資を行います。

② 資金の流出入に伴う売買にあたっては、原則として東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）における業種別、銘柄別時価構成比を勘案しながら、当社独自のポートフォリオ構築モデルにしたがい売買を行います。

③ 株式の組入比率は、高位を保ちます。

④ 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

⑤ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

⑥ 株式以外の資産への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③ 外貨建資産への投資は行いません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

運用プロセス

ニュー　トピックス　インデックス　マザーファンドは、以下のプロセスにより「東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）」に連動する投資成果をめざした運用を行います。

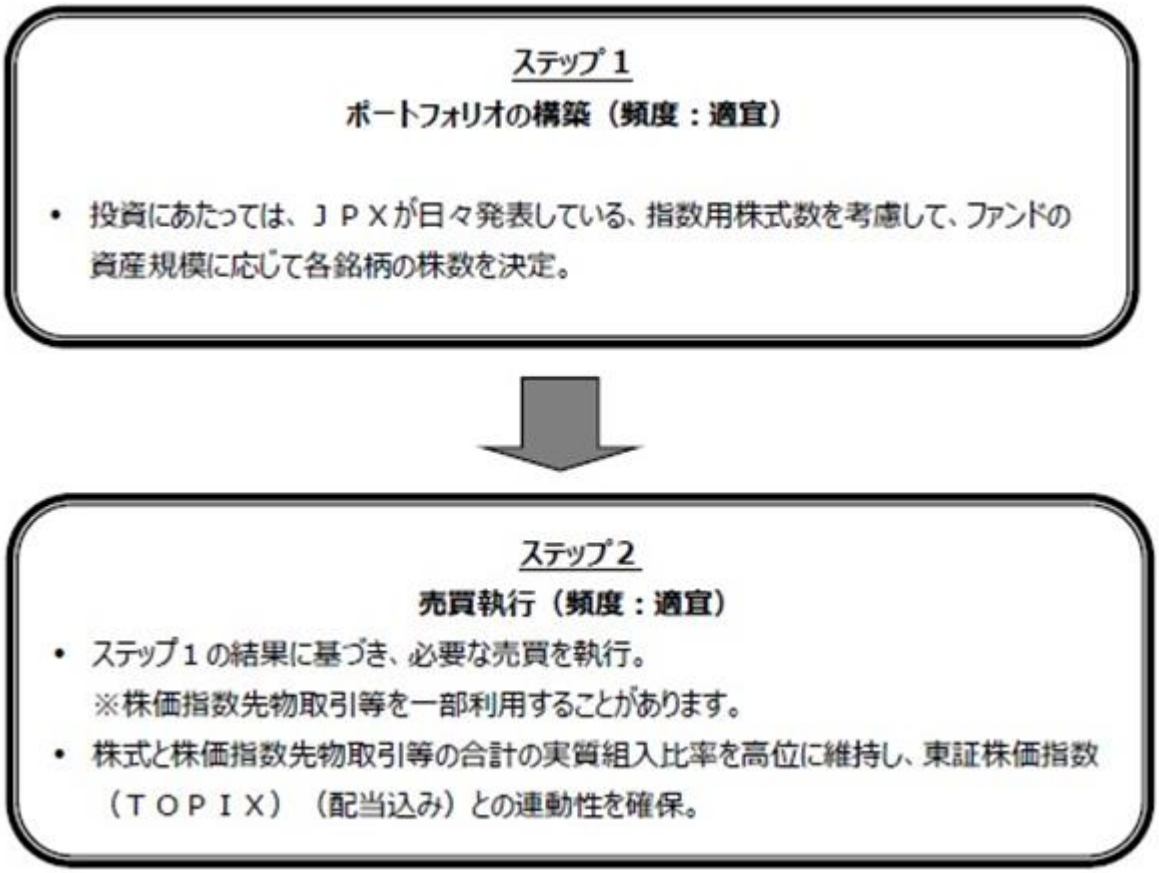

なお、市況動向、設定・解約状況によっては弾力的に対処することがあります。

※運用プロセスは2025年2月28日現在のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

（２）【投資対象】

ａ．運用の指図範囲

委託者は、信託金を、第１号から第２号までのアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、第３号から第15号までの有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）で市場性のあるものに投資することを指図します。ただし、余裕金については、預金、指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）、コール・ローン、手形割引市場において売買される手形、貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるものまたは外国の者に対する権利で同様の権利の性質を有するものにより運用することの指図ができます。

１．太陽財形公社債　マザーファンド（以下「公社債ファンド」といいます。）受益証券

２．ニュー　トピックス　インデックス　マザーファンド（以下「株式ファンド」といいます。）受益証券

３．株券または新株引受権証書

４．国債証券

５．地方債証券

６．特別の法律により法人の発行する債券

７．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

８．コマーシャル・ペーパー

９．外国または外国の者の発行する証券または証書で、第４号から第８号までの証券または証書の性質を有するもの

10．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）

11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

12．外国法人が発行する譲渡性預金証書

13．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

14．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

15．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第３号の証券または証書を以下「株式」といい、第４号から第７号までの証券および第９号の証券のうち第４号から第７号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

ｂ．先物

（イ）委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとし(以下同じ。)、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

１．先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額がヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

２．先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。

３．コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

（ロ）委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

１．先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

２．先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

３．コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

（ハ）委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

１．先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

２．先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建てで、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該余裕金等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

３．コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

ｃ．スワップ

（イ）委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

（ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と株式ファンドおよび公社債ファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

（ニ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（ホ）委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

（３）【運用体制】

ａ．ファンドの運用体制

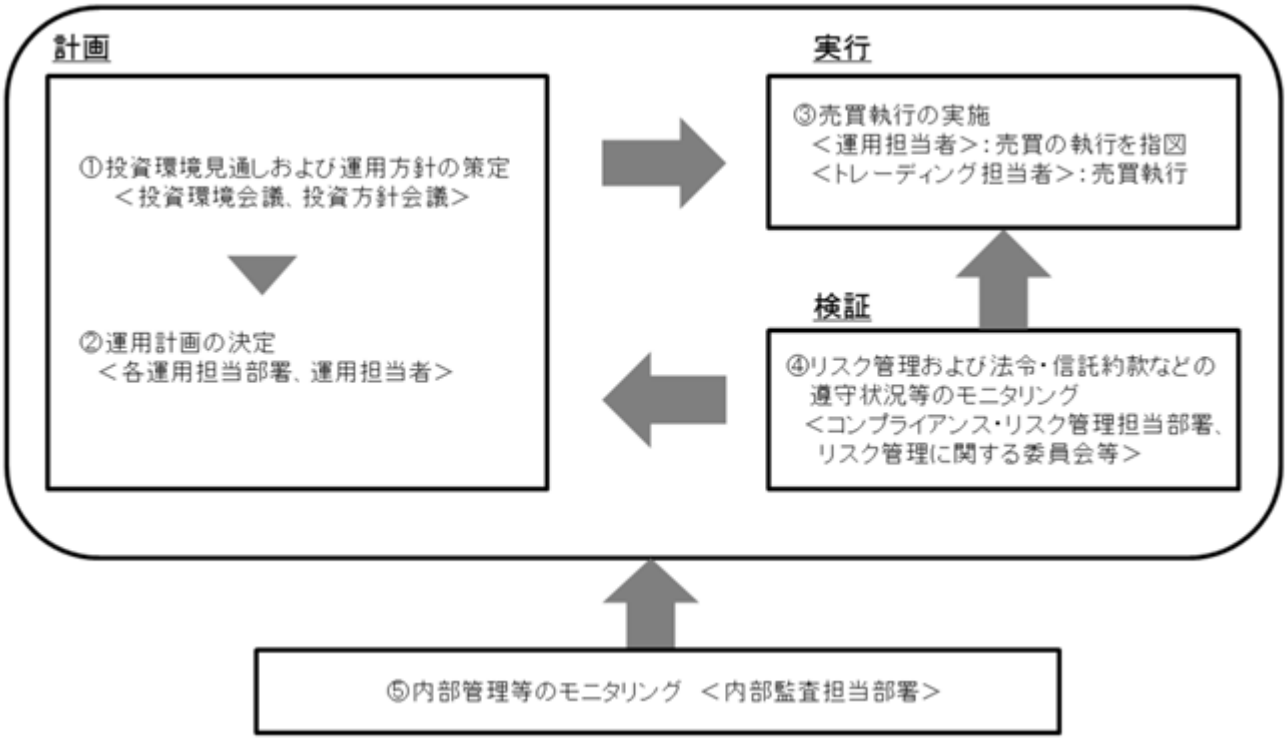

① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③　売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④　モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤　内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

ｂ．ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

ｃ．運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2025年2月28日現在のものであり、今後変更となる場合があります。
※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

（４）【分配方針】

ａ．収益分配は年１回、原則として、２月１日（１日および２日のいずれかが休業日の場合は、１日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち１日に最も近い日。）の決算時に、以下の方針に基づき収益の分配を行います。

１．分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

２．分配金額は、運用実績を考慮し、原則として利子・配当等収益を中心に決定します。

３．留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

ｂ．投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「利息等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費

税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ｃ．毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

ｄ．収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

（５）【投資制限】

①　投資信託約款に定める投資制限

ａ．マザーファンドへの投資割合

委託者は、投資信託財産に属する株式ファンド受益証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．株式等への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券と株式ファンド受益証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する当該マザーファンド受益証券の時価総額に当該マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

ｃ．新株引受権証券等への投資割合

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券と株式ファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額の合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

ｄ．同一銘柄への投資割合

（イ）委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と株式ファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

（ロ）委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と株式ファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

（ハ）委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と公社債ファンドの投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ｅ．外貨建資産への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額と公社債ファンドの投資信託財産に属する当該外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

ｆ．投資する株式等の範囲

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ｇ．投資する公社債の範囲

委託者が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債（外国通貨表示の公社債（利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金および償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。）をいいます。以下同じ。）、外国または外国法人の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については、取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、社債権者割当または株主割当により取得する公社債については、この限りではありません。

ｈ．信用取引の指図範囲

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（ロ）信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

２．株式分割により取得する株券

３．有償増資により取得する株券

４．売出しにより取得する株券

５．投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

６．投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

ｉ．有価証券の貸し付けの指図および範囲

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

１．株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。

２．公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

（ロ）上記（イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（ハ）委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

ｊ．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ｋ．外国為替予約の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジの為、外国為替の売買の予約を指図することができます。

１．資金の借り入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、投資信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

１．一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受け取りの確定している資金の額の範囲内。

２．一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。

３．借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10％以内。

（ハ）借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

（ニ）借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

m．受託者の自己または利害関係人等との取引

（イ）受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に定める範囲内での資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

（ロ）上記（イ）の取り扱いは、約款に定める範囲内での委託者の指図による取引についても同様とします。

ｎ．デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

ｏ．信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 法令に定める投資制限

a．同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権

の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

３【投資リスク】

（１）ファンドのもつリスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

ａ．株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け下落するリスクをいいます。当ファンドは、株式を主要投資対象の一つとして、マザーファンドを通じてまたは直接組み入れているため、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は変動します。一般には、株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

ｂ．信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

信用リスクとは、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。

また、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産などに陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

ｃ．金利変動リスク

金利の上昇（公社債の価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

ｄ．流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

流動性リスクとは、有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドまたはマザーファンドが売買しようとする有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性が

あります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

ｅ．為替変動リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

外貨建資産は、為替変動の影響を受けます。たとえば、投資対象となる有価証券などが現地通貨建てで値上がりした場合でも、当該通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格は下落することがあります。その場合、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

ｆ．カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

一般に有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって影響を受けます。そのため、投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢などの変化により、金融・証券市場が混乱し、資産価格や通貨価値が大きく変動することがあります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

ｇ．他のベビーファンドの影響

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のファンド（ベビーファンド）において、設定・解約や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入有価証券などに売買が生じた場合、その売買による組入有価証券などの価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

ｈ．投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

（イ）当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

（ロ）当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

（ハ）有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

（ニ）法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

（ホ）投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

（ヘ）短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

（ト）証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがありま

す。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

（チ）投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（リ）資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

（２）リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。

・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。

・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

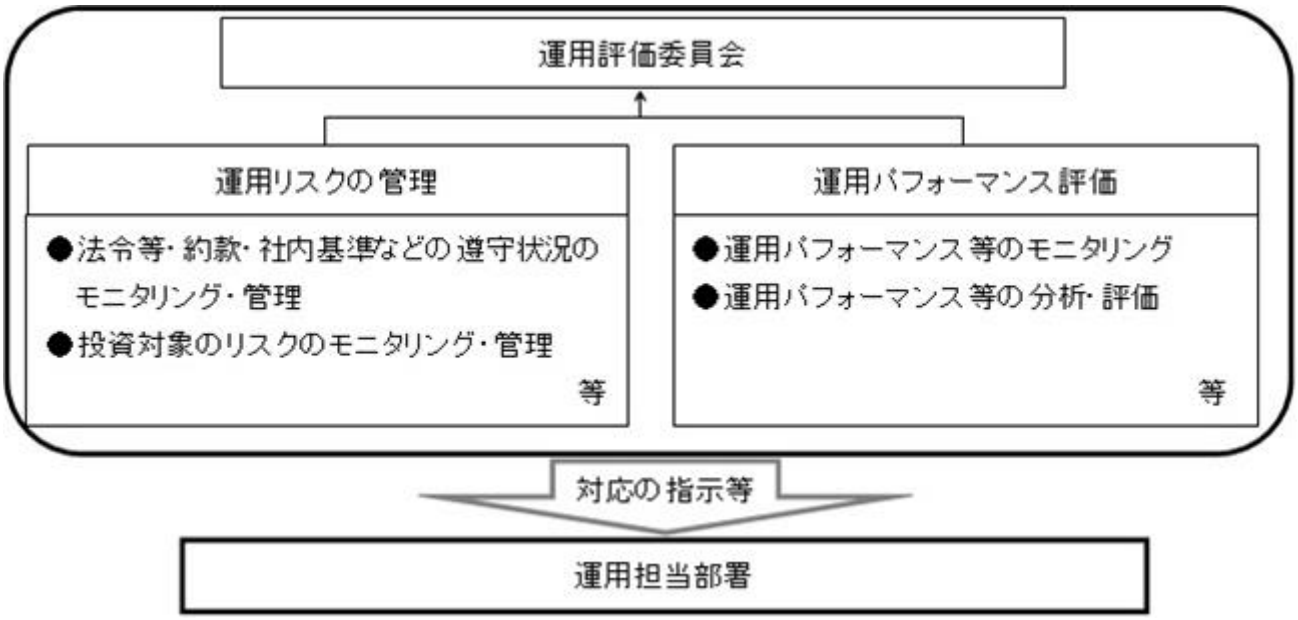

・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運

用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は2025年2月28日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

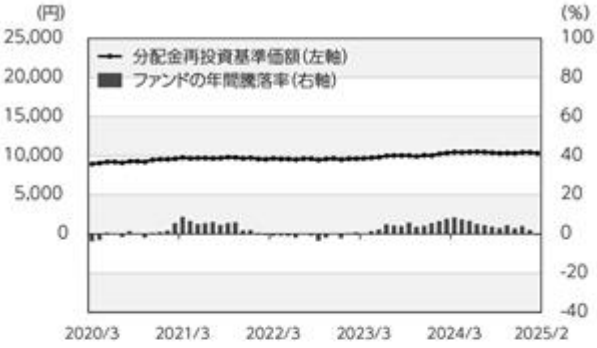

*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

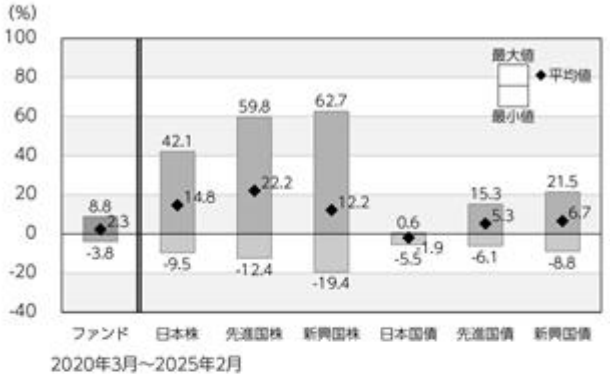

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料はありません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金時の手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.595%（税抜1.45%）以内

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

※運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託報酬にかかる消費税等に相当する金額とともにファンドから支払われます。

2025年5月2日現在は、年率1.595%（税抜1.45%）になります。配分は以下の通りです。

支払先	内訳（税抜）	主な役務
委託会社	年率0.32%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率1.05%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.08%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

（４）【その他の手数料等】

ａ．投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人に支払うファンドの監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

監査報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支払われます。

ｂ．証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および資産を外国で保管する場合の費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

ｃ．「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。

※手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税上の取扱い

①収益分配金・一部解約金・償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

※買取請求による換金の際の課税については、各企業・団体の事務局にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2025年2月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

＜個別元本について＞

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照。）

＜収益分配金の課税について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

（参考情報）ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.60%	1.59%	0.00%

（表示桁数未満を四捨五入）

※対象期間:2024年2月2日～2025年2月3日
※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。
※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。
※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

2025年2月28日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券		42,381,716	98.08
	内　日本	42,381,716	98.08
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		828,331	1.92
純資産総額		43,210,047	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（参考）
太陽財形公社債　マザーファンド

2025年2月28日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券		18,961,965	29.09
	内　日本	18,961,965	29.09
地方債証券		23,871,460	36.63
	内　日本	23,871,460	36.63
特殊債券		10,000,706	15.34
	内　日本	10,000,706	15.34
社債券		998,831	1.53
	内　日本	998,831	1.53
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		11,343,125	17.40
純資産総額		65,176,087	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

ニュー　トピックス　インデックス　マザーファンド

2025年2月28日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
株式		1,411,392,260	95.19
	内　日本	1,411,392,260	95.19
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		71,252,642	4.81
純資産総額		1,482,644,902	100.00

その他資産の投資状況

2025年2月28日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引（買建）		53,520,000	3.61
	内　日本	53,520,000	3.61

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。
（注3）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2025年2月28日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	太陽財形公社債　マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	26,340,840	1.1529 30,370,988	1.1530 30,370,988	－ －	70.29
2	ニュー　トピックス　インデックス　マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	2,938,189	4.1454 12,180,262	4.0878 12,010,728	－ －	27.80

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年2月28日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	98.08
合計	98.08

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

（参考）
太陽財形公社債　マザーファンド

2025年2月28日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	２８回　政保日本政策投資銀行社債 日本	特殊債券	10,000,000	100.00 10,000,706	100.00 10,000,706	0.45 2025/3/13	15.34
2	２１２回　神奈川県公募公債 日本	地方債証券	8,400,000	100.01 8,401,490	100.01 8,401,490	0.42 2025/3/19	12.89
3	１２７０回　国庫短期証券 日本	国債証券	7,000,000	99.65 6,976,154	99.65 6,976,154	－ 2025/11/20	10.70
4	２７年度１回　福岡県公募公債 日本	地方債証券	5,000,000	100.02 5,001,416	100.02 5,001,416	0.578 2025/6/26	7.67
5	１４５回　共同発行市場公募地方債 日本	地方債証券	5,000,000	100.02 5,001,291	100.02 5,001,291	0.406 2025/4/25	7.67
6	４４９回　利付国庫債券（２年） 日本	国債証券	5,000,000	99.95 4,997,732	99.95 4,997,732	0.005 2025/6/1	7.67
7	１２５７回　国庫短期証券 日本	国債証券	5,000,000	99.87 4,993,885	99.87 4,993,885	－ 2025/9/22	7.66
8	２７年度３回　新潟県公募公債 日本	地方債証券	5,000,000	99.35 4,967,600	99.33 4,966,600	0.12 2026/3/25	7.62
9	４５６回　利付国庫債券（２年） 日本	国債証券	2,000,000	99.70 1,994,194	99.70 1,994,194	0.1 2026/1/1	3.06

10	７０回　三菱ＵＦＪリース社債 日本	社債券	1,000,000	99.88 998,831	99.88 998,831	0.2 2025/7/30	1.53
11	３１回１号　宮城県公募公債　１０年 日本	地方債証券	500,000	100.13 500,663	100.13 500,663	0.515 2025/9/29	0.77

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年2月28日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	29.09
地方債証券	36.63
特殊債券	15.34
社債券	1.53
合計	82.60

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

ニュー　トピックス　インデックス　マザーファンド

2025年2月28日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	19,800	2,907.50 57,568,500	2,689.00 53,242,200	－ －	3.59
2	ソニーグループ 日本	株式 電気機器	12,800	3,155.00 40,384,000	3,739.00 47,859,200	－ －	3.23
3	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ 日本	株式 銀行業	23,500	1,859.50 43,698,250	1,903.00 44,720,500	－ －	3.02
4	日立製作所 日本	株式 電気機器	9,600	3,739.00 35,894,400	3,750.00 36,000,000	－ －	2.43
5	三井住友フィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	7,600	3,712.00 28,211,200	3,792.00 28,819,200	－ －	1.94
6	任天堂 日本	株式 その他製品	2,400	9,332.00 22,396,800	11,160.00 26,784,000	－ －	1.81
7	リクルートホールディングス 日本	株式 サービス業	3,000	10,630.00 31,890,000	8,800.00 26,400,000	－ －	1.78
8	キーエンス 日本	株式 電気機器	400	62,120.00 24,848,000	59,410.00 23,764,000	－ －	1.60
9	みずほフィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	4,900	3,843.00 18,830,700	4,177.00 20,467,300	－ －	1.38

10	東京海上ホールディングス 日本	株式 保険業	3,600	5,248.00 18,892,800	5,297.00 19,069,200	－ －	1.29
11	三菱商事 日本	株式 卸売業	7,300	2,508.00 18,308,400	2,496.50 18,224,450	－ －	1.23
12	伊藤忠商事 日本	株式 卸売業	2,700	7,354.00 19,855,800	6,669.00 18,006,300	－ －	1.21
13	東京エレクトロン 日本	株式 電気機器	800	26,020.00 20,816,000	22,125.00 17,700,000	－ －	1.19
14	三井物産 日本	株式 卸売業	5,800	3,042.00 17,643,600	2,795.00 16,211,000	－ －	1.09
15	日本電信電話 日本	株式 情報・通信業	111,100	154.20 17,131,620	145.40 16,153,940	－ －	1.09
16	ソフトバンクグループ 日本	株式 情報・通信業	1,900	9,007.00 17,113,300	8,273.00 15,718,700	－ －	1.06
17	信越化学工業 日本	株式 化学	3,400	5,059.35 17,201,810	4,492.00 15,272,800	－ －	1.03
18	武田薬品工業 日本	株式 医薬品	3,400	4,122.31 14,015,861	4,334.00 14,735,600	－ －	0.99
19	ＫＤＤＩ 日本	株式 情報・通信業	2,800	4,807.00 13,459,600	4,894.00 13,703,200	－ －	0.92
20	三菱重工業 日本	株式 機械	6,600	2,100.00 13,860,000	1,987.00 13,114,200	－ －	0.88
21	ソフトバンク 日本	株式 情報・通信業	59,700	192.50 11,492,250	213.70 12,757,890	－ －	0.86
22	本田技研工業 日本	株式 輸送用機器	8,800	1,479.00 13,015,200	1,393.00 12,258,400	－ －	0.83
23	ＨＯＹＡ 日本	株式 精密機器	700	20,260.00 14,182,000	17,495.00 12,246,500	－ －	0.83
24	第一三共 日本	株式 医薬品	3,500	4,164.91 14,577,195	3,447.00 12,064,500	－ －	0.81
25	富士通 日本	株式 電気機器	3,500	2,669.07 9,341,752	2,879.00 10,076,500	－ －	0.68
26	アドバンテスト 日本	株式 電気機器	1,200	9,424.00 11,308,800	8,116.00 9,739,200	－ －	0.66
27	キヤノン 日本	株式 電気機器	1,900	4,945.00 9,395,500	5,063.00 9,619,700	－ －	0.65
28	セブン＆アイ・ホールディングス 日本	株式 小売業	4,300	2,422.00 10,414,600	2,144.00 9,219,200	－ －	0.62
29	ファーストリテイリング 日本	株式 小売業	200	47,720.00 9,544,000	45,470.00 9,094,000	－ －	0.61
30	三菱電機 日本	株式 電気機器	3,900	2,559.50 9,982,050	2,307.00 8,997,300	－ －	0.61

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年2月28日現在

種類	投資比率（%）
株式	95.19
合計	95.19

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2025年2月28日現在

業種	国内／外国	投資比率（%）
電気機器	国内	17.24
銀行業		8.79
輸送用機器		7.12
情報・通信業		7.08
卸売業		6.10
機械		5.11
化学		4.70
サービス業		4.49
小売業		4.10
医薬品		4.06
保険業		3.19
その他製品		3.06
食料品		2.90
陸運業		2.32
建設業		2.13
精密機器		2.11
不動産業		1.73
電気・ガス業		1.21
その他金融業		1.03
証券、商品先物取引業		0.91
鉄鋼		0.82
非鉄金属		0.80
海運業		0.69
ゴム製品		0.63
ガラス・土石製品		0.53
石油・石炭製品		0.51
金属製品		0.51
繊維製品		0.42
空運業		0.35
鉱業		0.23
パルプ・紙		0.12
水産・農林業		0.10
倉庫・運輸関連業		0.10
合計		95.19

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

（参考）

太陽財形公社債　マザーファンド

該当事項はありません。

ニュー　トピックス　インデックス　マザーファンド
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）
太陽財形公社債　マザーファンド
該当事項はありません。

ニュー　トピックス　インデックス　マザーファンド

2025年2月28日現在

種類	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	簿価金額（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	ＴＯＰＩＸ先物　０７０３月	買建	2	54,090,330	53,520,000	3.61

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

直近日（2025年2月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（分配落）（百万円）	純資産総額（分配付）（百万円）	１口当たりの純資産額（分配落）（円）	１口当たりの純資産額（分配付）（円）
第22計算期間末(2016年 2月 1日)	39	39	0.9106	0.9111
第23計算期間末(2017年 2月 1日)	42	42	0.9178	0.9183
第24計算期間末(2018年 2月 1日)	41	41	0.9599	0.9604
第25計算期間末(2019年 2月 4日)	38	38	0.9122	0.9127
第26計算期間末(2020年2月3日)	39	39	0.9185	0.9190
第27計算期間末(2021年2月1日)	41	41	0.9380	0.9385
第28計算期間末(2022年2月1日)	43	43	0.9389	0.9394
第29計算期間末(2023年2月1日)	45	45	0.9406	0.9411
第30計算期間末(2024年2月1日)	43	43	0.9995	1.0000
第31計算期間末(2025年2月3日)	43	43	1.0124	1.0129
2024年2月末日	43	－	1.0138	－

3月末日	43	－	1.0252	－
4月末日	43	－	1.0213	－
5月末日	43	－	1.0231	－
6月末日	43	－	1.0260	－
7月末日	43	－	1.0238	－
8月末日	43	－	1.0153	－
9月末日	42	－	1.0094	－
10月末日	43	－	1.0133	－
11月末日	43	－	1.0105	－
12月末日	44	－	1.0210	－
2025年1月末日	44	－	1.0201	－
2月末日	43	－	1.0074	－

②【分配の推移】

	１口当たりの分配金（円）
第22計算期間	0.0005
第23計算期間	0.0005
第24計算期間	0.0005
第25計算期間	0.0005
第26計算期間	0.0005
第27計算期間	0.0005
第28計算期間	0.0005
第29計算期間	0.0005
第30計算期間	0.0005
第31計算期間	0.0005

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第22計算期間	0.8
第23計算期間	0.8
第24計算期間	4.6
第25計算期間	△4.9
第26計算期間	0.7
第27計算期間	2.2
第28計算期間	0.1
第29計算期間	0.2
第30計算期間	6.3
第31計算期間	1.3

（注）収益率は期間騰落率です。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第22計算期間	4,402,640	3,089,454
第23計算期間	4,790,878	2,244,793
第24計算期間	4,254,344	7,461,417
第25計算期間	3,836,447	4,462,300
第26計算期間	3,941,211	3,700,314
第27計算期間	3,787,524	2,668,773
第28計算期間	3,617,443	1,474,281

第29計算期間	3,821,351	1,584,806
第30計算期間	3,361,863	8,302,993
第31計算期間	2,053,138	2,290,897

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

≪参考情報≫

データの基準日:2025年2月28日

基準価額・純資産の推移 《2015年2月27日～2025年2月28日》

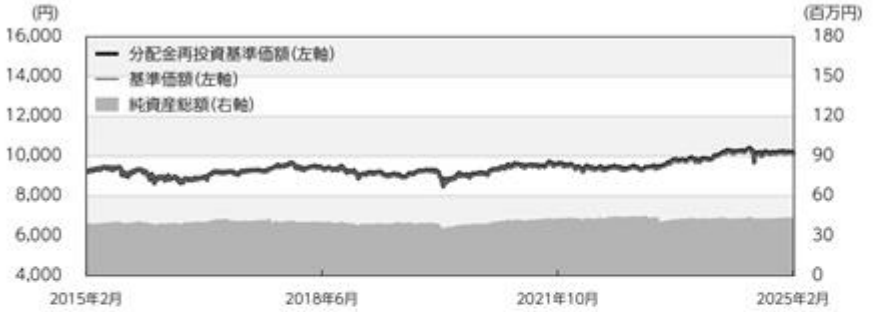

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
（設定日:1994年2月4日）

分配の推移（税引前）

2021年 2月	5円
2022年 2月	5円
2023年 2月	5円
2024年 2月	5円
2025年 2月	5円
直近10年間累計	50円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	太陽財形公社債　マザーファンド	70.29
2	ニュー　トピックス　インデックス　マザーファンド	27.80

■太陽財形公社債　マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類		比率(%)
国債証券		29.09
	内　日本	29.09
地方債証券		36.63
	内　日本	36.63
特殊債券		15.34
	内　日本	15.34
社債券		1.53
	内　日本	1.53
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		17.40
合計(純資産総額)		100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	28回　政保日本政策投資銀行社債	特殊債券	日本	0.45	2025/3/13	15.34
2	212回　神奈川県公募公債	地方債証券	日本	0.42	2025/3/19	12.89
3	1270回　国庫短期証券	国債証券	日本	－	2025/11/20	10.70
4	27年度1回　福岡県公募公債	地方債証券	日本	0.578	2025/6/26	7.67
5	145回　共同発行市場公募地方債	地方債証券	日本	0.406	2025/4/25	7.67
6	449回　利付国庫債券(2年)	国債証券	日本	0.005	2025/6/1	7.67
7	1257回　国庫短期証券	国債証券	日本	－	2025/9/22	7.66
8	27年度3回　新潟県公募公債	地方債証券	日本	0.12	2026/3/25	7.62
9	456回　利付国庫債券(2年)	国債証券	日本	0.1	2026/1/1	3.06
10	70回　三菱UFJリース社債	社債券	日本	0.2	2025/7/30	1.53

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2025年2月28日

■ニュー　トピックス　インデックス　マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類		比率(%)
株式		95.19
	内　日本	95.19
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		4.81
合計(純資産総額)		100.00

その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(買建)	3.61

株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	電気機器	17.24
2	銀行業	8.79
3	輸送用機器	7.12
4	情報・通信業	7.08
5	卸売業	6.10

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	3.59
2	ソニーグループ	株式	日本	電気機器	3.23
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	3.02
4	日立製作所	株式	日本	電気機器	2.43
5	三井住友フィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	1.94
6	任天堂	株式	日本	その他製品	1.81
7	リクルートホールディングス	株式	日本	サービス業	1.78
8	キーエンス	株式	日本	電気機器	1.60
9	みずほフィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	1.38
10	東京海上ホールディングス	株式	日本	保険業	1.29

年間収益率の推移(暦年ベース)

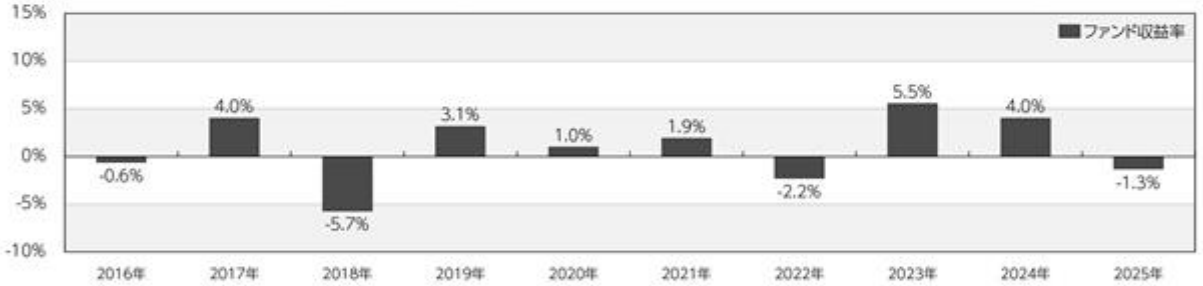

※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（イ）取得申込者は、事務局を通じて受益権を1,000円以上１円単位で、取得申込受付日の基準価額で購入することができます。

※販売会社や申込形態によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得申込者は、事務局を通じて販売会社に取引口座を開設のうえ、申し込みを行います。

（ロ）取得申込者は、販売会社との間で「勤労者財産形成貯蓄約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

（ハ）お買い付けは、原則として事務局を通じて給与天引きにより、一定の日（毎月10日、20日および月末（休日の場合はその直前の営業日）から５営業日目）に行います。

２【換金（解約）手続等】

ａ．一部解約（解約請求によるご解約）

（イ）受益者は、１口単位で、一部解約の実行を請求することができます。

（ロ）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ハ）委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（ニ）一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター　0120-104-694
（受付時間は営業日の午前９時から午後５時までです。）

※基準価額につきましては、アセットマネジメントOne株式会社のインターネットホームページ（https://www.am-one.co.jp/）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

（ホ）一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、４営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

（へ）委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

（ト）上記（へ）により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記（ニ）の規定に準じ計算された価額とします。

ｂ．受益権の買い取り

（イ）販売会社は、受益者の請求があるときは、１口単位をもってその受益権を買い取ります。

（ロ）受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買い取りに関して当該買い取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

＜買取請求時の税相当額＞

買取請求時に一定の条件を満たしていない場合、買取請求時の手取額は、対象となる基準価額から、当該買い取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した金額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※税法が改正された場合等は、上記の税金にかかる内容が変更される場合があります。

なお、買取価額は毎営業日に算出されますので、販売会社にお問い合わせください。

（ハ）買取代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として４営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

（ニ）販売会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて受益権の買い取りを中止することができます。

（ホ）上記（ニ）により受益権の買い取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買い取りを受け付けたものとして上記（ロ）の規定に準じて計算された額とします。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター　0120-104-694

（受付時間は営業日の午前９時から午後５時までです。）

インターネットホームページ

https://www.am-one.co.jp/

※基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

＜主な投資対象の時価評価方法の原則＞

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日※における取引所の最終相場
公社債等	計算日※における以下のいずれかの価額 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。） ・価格情報会社の提供する価額
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

※外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年２月２日から翌年２月１日までとします。ただし、２月１日および２月２日のいずれかが休業日のとき、２月１日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち２月１日に最も近い日とします。

（５）【その他】

ａ．信託の終了（投資信託契約の解約）

（イ）委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。

委託者は、上記の規定により、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対

して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

約款第48条第３項から第５項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ロ）委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第53条第４項に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

（ニ）受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「ｂ．投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

ｂ．投資信託約款の変更

（イ）委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。

委託者は、上記の規定により、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ロ）委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）の規定にしたがいます。

ｃ．異議申し立ておよび受益権の買取請求

投資信託契約の解約または投資信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「ａ．信託の終了」または「ｂ．投資信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

ｄ．運用報告書

委託者は、毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、下記「ｅ．公告」に記載の委託者のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

ｅ．公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am-one.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

ｆ．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

ｇ．信託事務処理の再信託

（イ）受託者は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

（ロ）上記（イ）における株式会社日本カストディ銀行に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

ｈ．信託業務の委託等

（イ）受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

（ロ）受託者は、上記（イ）に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記（イ）各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

（ハ）上記（イ）および（ロ）にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．投資信託財産の保存にかかる業務

２．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

ｉ．関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から１年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に１年間更新されるものとし、その後も同様とします。

４【受益者の権利等】

ａ．収益分配金請求権

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、販売会社に交付され、販売会社により自動的に再投資されます。

販売会社は、別に定める契約に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ｂ．償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

c．一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

d．帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期計算期間（2024年2月2日から2025年2月3日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【太陽財形株投　太陽一般財形　３０】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第30期 2024年2月1日現在	第31期 2025年2月3日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,244,467	1,494,355
親投資信託受益証券	41,478,065	42,551,250
流動資産合計	43,722,532	44,045,605
資産合計	43,722,532	44,045,605
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	21,687	21,569
未払受託者報酬	19,098	19,294
未払委託者報酬	327,791	331,264
その他未払費用	192	212
流動負債合計	368,768	372,339
負債合計	368,768	372,339
純資産の部		
元本等		
元本	43,375,989	43,138,230
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△22,225	535,036
（分配準備積立金）	3,704,462	4,026,158
元本等合計	43,353,764	43,673,266
純資産合計	43,353,764	43,673,266
負債純資産合計	43,722,532	44,045,605

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第30期 自　2023年2月2日 至　2024年2月1日	第31期 自　2024年2月2日 至　2025年2月3日
営業収益		
受取利息	―	2,331
有価証券売買等損益	3,285,113	1,273,185
営業収益合計	3,285,113	1,275,516
営業費用		
支払利息	310	―
受託者報酬	37,629	38,234
委託者報酬	645,846	656,579
その他費用	433	436
営業費用合計	684,218	695,249
営業利益又は営業損失（△）	2,600,895	580,267
経常利益又は経常損失（△）	2,600,895	580,267
当期純利益又は当期純損失（△）	2,600,895	580,267
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	127,639	43,066
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△2,869,588	△22,225
剰余金増加額又は欠損金減少額	489,300	41,629
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	489,300	670
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	―	40,959
剰余金減少額又は欠損金増加額	93,506	―
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	―	―
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	93,506	―
分配金	21,687	21,569
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△22,225	535,036

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第31期 自　2024年2月2日 至　2025年2月3日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年2月1日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当計算期間末日を2025年2月3日としております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第30期 2024年2月1日現在	第31期 2025年2月3日現在
１．　期首元本額	48,317,119円	43,375,989円
期中追加設定元本額	3,361,863円	2,053,138円
期中一部解約元本額	8,302,993円	2,290,897円
２．　受益権の総数	43,375,989口	43,138,230口
３．　元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は22,225円であります。	－

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第30期 自　2023年2月2日 至　2024年2月1日	第31期 自　2024年2月2日 至　2025年2月3日
１．　分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（2,221,634円）、信託約款に規定される収益調整金（4,556,573円）及び分配準備積立金（1,504,515円）より分配対象収益は8,282,722円（1万口当たり1,909.51円）であり、うち21,687円（1万口当たり5円）を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,010円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（535,914円）、信託約款に規定される収益調整金（4,704,941円）及び分配準備積立金（3,510,803円）より分配対象収益は8,752,668円（1万口当たり2,028.98円）であり、うち21,569円（1万口当たり5円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	第30期 自　2023年2月2日 至　2024年2月1日	第31期 自　2024年2月2日 至　2025年2月3日

１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
３．　金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	第30期 2024年2月1日現在	第31期 2025年2月3日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	第30期 2024年2月1日現在 当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	第31期 2025年2月3日現在 当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	2,874,797	1,076,454
合計	2,874,797	1,076,454

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第30期 2024年2月1日現在	第31期 2025年2月3日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9995円 (9,995円)	1.0124円 (10,124円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
（１）株式
該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2025年2月3日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	太陽財形公社債　マザーファンド	26,340,840	30,370,988	
	ニュー　トピックス　インデックス　マザーファンド	2,938,189	12,180,262	
親投資信託受益証券　合計		29,279,029	42,551,250	
合計			42,551,250	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「太陽財形公社債　マザーファンド」受益証券及び「ニュー　トピックス　インデックス　マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

太陽財形公社債　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2025年2月3日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	14,282,058
国債証券	18,958,040
地方債証券	18,873,944
特殊債券	10,001,856
社債券	2,999,188
未収利息	45,425
前払費用	3,823
流動資産合計	65,164,334
資産合計	65,164,334
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	－
負債合計	－
純資産の部	
元本等	
元本	56,518,857
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	8,645,477
元本等合計	65,164,334
純資産合計	65,164,334
負債純資産合計	65,164,334

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　2024年2月2日 至　2025年2月3日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年2月3日現在
１．　本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	56,173,140円
同期中追加設定元本額	3,904,747円
同期中一部解約元本額	3,559,030円
元本の内訳	
ファンド名	
太陽財形株投　太陽一般財形　３０	26,340,840円
太陽財形株投　太陽一般財形　５０	26,782,242円
太陽財形株投　太陽年金・住宅財形　３０	3,395,775円
計	56,518,857円
２．　受益権の総数	56,518,857口

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	自　2024年2月2日 至　2025年2月3日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年2月3日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	2025年2月3日現在 当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	―
地方債証券	800
特殊債券	―
社債券	―
合計	800

（注）「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2025年2月2日から2025年2月3日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2025年2月3日現在
1口当たり純資産額 （1000口当たり純資産額）	1.153円 (1,153円)

附属明細表
第１　有価証券明細表
（１）株式
該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2025年2月3日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	４４９回　利付国庫債券（２年）	5,000,000	4,997,207	
	４５６回　利付国庫債券（２年）	2,000,000	1,993,744	
	１２５７回　国庫短期証券	5,000,000	4,993,160	
	１２７０回　国庫短期証券	7,000,000	6,973,929	

国債証券　合計		19,000,000	18,958,040	
地方債証券	３１回１号　宮城県公募公債　１０年	500,000	500,713	
	２１２回　神奈川県公募公債	8,400,000	8,403,015	
	２７年度３回　新潟県公募公債	5,000,000	4,968,400	
	１４５回　共同発行市場公募地方債	5,000,000	5,001,816	
地方債証券　合計		18,900,000	18,873,944	
特殊債券	２８回　政保日本政策投資銀行社債	10,000,000	10,001,856	
特殊債券　合計		10,000,000	10,001,856	
社債券	７０回　三菱ＵＦＪリース社債	1,000,000	998,656	
	４７７回　東北電力社債	2,000,000	2,000,532	
社債券　合計		3,000,000	2,999,188	
合計			50,833,028	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ニュー　トピックス　インデックス　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2025年2月3日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	54,530,061
株式	1,461,296,370
未収配当金	2,065,738
差入委託証拠金	2,826,135
流動資産合計	1,520,718,304
資産合計	1,520,718,304
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	274,660
前受金	936,000
流動負債合計	1,210,660
負債合計	1,210,660
純資産の部	
元本等	
元本	366,543,375
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,152,964,269
元本等合計	1,519,507,644
純資産合計	1,519,507,644
負債純資産合計	1,520,718,304

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　2024年2月2日 至　2025年2月3日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．　デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
３．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年2月3日現在
１．　本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	426,815,063円
同期中追加設定元本額	47,309,908円
同期中一部解約元本額	107,581,596円
元本の内訳	
ファンド名	
新光７資産バランスファンド	155,422,125円
ニュー　トピックス　インデックス（変額年金）	34,940,359円
世界バランスファンド３５ＶＡ（適格機関投資家私募）	165,783,445円
太陽財形株投　太陽一般財形　３０	2,938,189円
太陽財形株投　太陽一般財形　５０	7,077,996円
太陽財形株投　太陽年金・住宅財形　３０	381,261円
計	366,543,375円
２．　受益権の総数	366,543,375口

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	自　2024年2月2日 至　2025年2月3日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価の変動によるリスクを有しております。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年2月3日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	2025年2月3日現在 当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
株式	20,148,829
合計	20,148,829

（注）「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2025年1月15日から2025年2月3日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）
株式関連

種類	2025年2月3日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち １年超		
市場取引 先物取引 買建	54,884,000	－	54,610,000	△274,000
合計	54,884,000	－	54,610,000	△274,000

（注）時価の算定方法

株価指数先物取引

１．　原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

２．　先物取引の残高表示は、契約額によっております。

３．　契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2025年2月3日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	4.1455円 (41,455円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

（１）株式

2025年2月3日現在

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
ニッスイ	500	836.60	418,300	
マルハニチロ	100	2,937.00	293,700	
雪国まいたけ	100	1,154.00	115,400	
サカタのタネ	100	3,630.00	363,000	
ショーボンドホールディングス	100	4,984.00	498,400	
ミライト・ワン	200	2,265.00	453,000	
住石ホールディングス	100	793.00	79,300	
ＩＮＰＥＸ	1,600	1,845.00	2,952,000	
石油資源開発	300	1,090.00	327,000	
リョーサン菱洋ホールディングス	100	2,495.00	249,500	
安藤・間	300	1,159.00	347,700	
東急建設	200	733.00	146,600	
コムシスホールディングス	200	3,192.00	638,400	
ビーアールホールディングス	200	337.00	67,400	
オリエンタル白石	200	389.00	77,800	
大成建設	300	6,393.00	1,917,900	
大林組	1,200	2,056.00	2,467,200	
清水建設	1,000	1,305.00	1,305,000	
長谷工コーポレーション	300	2,006.50	601,950	
鹿島建設	800	2,723.50	2,178,800	
西松建設	100	4,997.00	499,700	

三井住友建設	300	415.00	124,500	
奥村組	100	3,860.00	386,000	
淺沼組	200	638.00	127,600	
戸田建設	500	913.80	456,900	
熊谷組	100	3,780.00	378,000	
矢作建設工業	100	1,515.00	151,500	
大東建託	100	15,905.00	1,590,500	
新日本建設	100	1,590.00	159,000	
東亜道路工業	100	1,287.00	128,700	
東亜建設工業	100	1,159.00	115,900	
日本国土開発	100	491.00	49,100	
東洋建設	100	1,380.00	138,000	
五洋建設	500	635.00	317,500	
世紀東急工業	100	1,511.00	151,100	
住友林業	300	5,143.00	1,542,900	
大和ハウス工業	1,100	4,880.00	5,368,000	
ライト工業	100	2,196.00	219,600	
積水ハウス	1,100	3,490.00	3,839,000	
ユアテック	100	1,745.00	174,500	
中電工	100	3,335.00	333,500	
関電工	200	2,585.00	517,000	
きんでん	300	3,275.00	982,500	
トーエネック	100	1,032.00	103,200	
日本電設工業	100	1,994.00	199,400	
エクシオグループ	400	1,660.50	664,200	
九電工	100	4,945.00	494,500	
三機工業	100	3,110.00	311,000	
日揮ホールディングス	400	1,301.00	520,400	
高砂熱学工業	100	6,005.00	600,500	
明星工業	100	1,329.00	132,900	
ニップン	100	2,155.00	215,500	
日清製粉グループ本社	400	1,730.00	692,000	
中部飼料	100	1,255.00	125,500	
フィード・ワン	100	814.00	81,400	
ＭＩＸＩ	100	3,205.00	320,500	
ジェイエイシーリクルートメント	200	660.00	132,000	
日本M＆Aセンターホールディングス	600	597.50	358,500	
ＵＴグループ	100	2,138.00	213,800	
ケアネット	100	579.00	57,900	
オープンアップグループ	100	1,789.00	178,900	
コシダカホールディングス	100	1,073.00	107,300	
リンクアンドモチベーション	100	523.00	52,300	
エス・エム・エス	200	1,269.00	253,800	
パーソルホールディングス	3,700	230.70	853,590	
森永製菓	200	2,657.00	531,400	
江崎グリコ	100	4,647.00	464,700	
山崎製パン	200	2,769.50	553,900	
寿スピリッツ	200	2,284.00	456,800	
カルビー	200	2,919.50	583,900	
森永乳業	100	2,846.00	284,600	

ヤクルト本社	500	2,776.50	1,388,250	
明治ホールディングス	500	3,087.00	1,543,500	
雪印メグミルク	100	2,605.00	260,500	
プリマハム	100	2,190.00	219,000	
日本ハム	200	4,515.00	903,000	
伊藤ハム米久ホールディングス	100	3,820.00	382,000	
システナ	600	350.00	210,000	
日鉄ソリューションズ	100	3,939.00	393,900	
綜合警備保障	600	1,029.00	617,400	
いちご	300	356.00	106,800	
日本駐車場開発	500	207.00	103,500	
カカクコム	300	2,379.50	713,850	
ディップ	100	2,238.00	223,800	
エムスリー	800	1,355.00	1,084,000	
ディー・エヌ・エー	200	2,826.00	565,200	
博報堂ＤＹホールディングス	400	1,127.00	450,800	
エスプール	100	275.00	27,500	
インフォマート	400	317.00	126,800	
サッポロホールディングス	100	7,166.00	716,600	
アサヒグループホールディングス	2,900	1,659.50	4,812,550	
キリンホールディングス	1,600	1,933.00	3,092,800	
宝ホールディングス	300	1,356.50	406,950	
オエノンホールディングス	100	368.00	36,800	
コカ・コーラ　ボトラーズジャパンホールディングス	200	2,390.00	478,000	
ライフドリンク　カンパニー	100	2,117.00	211,700	
サントリー食品インターナショナル	300	4,791.00	1,437,300	
伊藤園	100	3,375.00	337,500	
日清オイリオグループ	100	4,930.00	493,000	
不二製油グループ本社	100	3,266.00	326,600	
サンエー	100	2,923.00	292,300	
エービーシー・マート	200	3,194.00	638,800	
アスクル	100	1,693.00	169,300	
アダストリア	100	3,295.00	329,500	
リガク・ホールディングス	200	925.00	185,000	
パルグループホールディングス	100	3,390.00	339,000	
エディオン	200	1,818.00	363,600	
あらた	100	3,070.00	307,000	
サーラコーポレーション	100	790.00	79,000	
ＪＰホールディングス	100	620.00	62,000	
円谷フィールズホールディングス	100	1,827.00	182,700	
双日	400	3,125.00	1,250,000	
アルフレッサ　ホールディングス	400	2,060.00	824,000	
キッコーマン	1,200	1,577.50	1,893,000	
味の素	900	6,226.00	5,603,400	
キユーピー	200	3,008.00	601,600	
ハウス食品グループ本社	100	2,848.50	284,850	
カゴメ	200	2,848.50	569,700	
キオクシアホールディングス	200	1,788.00	357,600	
ニチレイ	100	3,859.00	385,900	

横浜冷凍	100	848.00	84,800	
東洋水産	200	9,175.00	1,835,000	
日清食品ホールディングス	500	3,355.00	1,677,500	
日本たばこ産業	2,400	3,960.00	9,504,000	
ファーマフーズ	100	960.00	96,000	
ユーグレナ	300	409.00	122,700	
スター・マイカ・ホールディングス	100	852.00	85,200	
ヒューリック	900	1,359.50	1,223,550	
クオールホールディングス	100	1,460.00	146,000	
アルコニックス	100	1,510.00	151,000	
神戸物産	300	3,472.00	1,041,600	
ビックカメラ	200	1,654.00	330,800	
ＤＣＭホールディングス	200	1,409.00	281,800	
ＭｏｎｏｔａＲＯ	600	2,723.50	1,634,100	
あい　ホールディングス	100	1,934.00	193,400	
Ｊ．フロント　リテイリング	500	2,151.00	1,075,500	
ドトール・日レスホールディングス	100	2,331.00	233,100	
マツキヨココカラ＆カンパニー	700	2,262.00	1,583,400	
ＺＯＺＯ	300	5,317.00	1,595,100	
物語コーポレーション	100	3,345.00	334,500	
三越伊勢丹ホールディングス	600	2,667.50	1,600,500	
東洋紡	200	947.00	189,400	
日清紡ホールディングス	300	868.60	260,580	
ダイワボウホールディングス	200	2,951.50	590,300	
トヨタ紡織	200	1,926.00	385,200	
マクニカホールディングス	300	1,831.00	549,300	
ウエルシアホールディングス	200	2,183.50	436,700	
クリエイトＳＤホールディングス	100	2,793.00	279,300	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	100	1,160.00	116,000	
ＴＯＫＡＩホールディングス	200	931.00	186,200	
オイシックス・ラ・大地	100	1,467.00	146,700	
ネクステージ	100	1,475.00	147,500	
ジョイフル本田	100	1,868.00	186,800	
すかいらーくホールディングス	500	2,414.00	1,207,000	
日本毛織	100	1,320.00	132,000	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	200	774.00	154,800	
野村不動産ホールディングス	200	4,167.00	833,400	
三重交通グループホールディングス	100	509.00	50,900	
ディア・ライフ	100	1,001.00	100,100	
フージャースホールディングス	100	1,040.00	104,000	
オープンハウスグループ	100	5,000.00	500,000	
東急不動産ホールディングス	1,100	992.30	1,091,530	
飯田グループホールディングス	400	2,284.00	913,600	
日本コークス工業	500	97.00	48,500	
コスモス薬品	100	7,196.00	719,600	
シップヘルスケアホールディングス	200	2,047.00	409,400	
セブン＆アイ・ホールディングス	4,500	2,420.00	10,890,000	

クリエイト・レストランツ・ホールディングス	300	1,328.00	398,400	
ツルハホールディングス	100	9,364.00	936,400	
トリドールホールディングス	100	3,769.00	376,900	
帝人	400	1,272.00	508,800	
東レ	2,900	1,048.50	3,040,650	
クラレ	500	2,175.50	1,087,750	
旭化成	2,700	1,021.00	2,756,700	
トーカロ	100	1,719.00	171,900	
ＳＵＭＣＯ	700	1,084.50	759,150	
コメダホールディングス	100	2,739.00	273,900	
バロックジャパンリミテッド	100	786.00	78,600	
クスリのアオキホールディングス	100	3,271.00	327,100	
ＦＯＯＤ ＆ ＬＩＦＥ ＣＯＭＰＡＮＩＥＳ	200	3,422.00	684,400	
セーレン	100	2,554.00	255,400	
小松マテーレ	100	782.00	78,200	
ワコールホールディングス	100	5,317.00	531,700	
ホギメディカル	100	4,800.00	480,000	
ＴＳＩホールディングス	100	1,281.00	128,100	
ワールド	100	2,458.00	245,800	
ＴＩＳ	400	3,385.00	1,354,000	
グリーホールディングス	100	451.00	45,100	
コーエーテクモホールディングス	300	1,949.50	584,850	
ネクソン	800	1,974.00	1,579,200	
アイスタイル	100	512.00	51,200	
セルシス	100	1,357.00	135,700	
コロプラ	200	476.00	95,200	
ブロードリーフ	200	613.00	122,600	
じげん	100	452.00	45,200	
ＳＨＩＦＴ	400	1,259.00	503,600	
テクマトリックス	100	2,405.00	240,500	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	100	3,258.00	325,800	
GMOペイメントゲートウェイ	100	7,974.00	797,400	
インターネットイニシアティブ	200	2,932.00	586,400	
さくらインターネット	100	4,780.00	478,000	
ｅＢＡＳＥ	100	592.00	59,200	
アバントグループ	100	2,008.00	200,800	
コムチュア	100	2,170.00	217,000	
王子ホールディングス	1,400	606.00	848,400	
日本製紙	200	869.00	173,800	
北越コーポレーション	200	1,431.00	286,200	
大王製紙	200	846.00	169,200	
ｇｕｍｉ	100	425.00	42,500	
ラクス	200	1,934.50	386,900	
レンゴー	300	810.00	243,000	
チェンジホールディングス	100	1,448.00	144,800	
マネーフォワード	100	4,430.00	443,000	
レゾナック・ホールディングス	300	3,706.00	1,111,800	

住友化学	3,200	326.70	1,045,440	
日産化学	200	4,536.00	907,200	
クレハ	100	2,747.00	274,700	
石原産業	100	1,583.00	158,300	
日本曹達	100	2,856.00	285,600	
東ソー	500	2,038.00	1,019,000	
トクヤマ	100	2,603.50	260,350	
東亜合成	200	1,419.00	283,800	
大阪ソーダ	100	1,633.00	163,300	
関東電化工業	100	919.00	91,900	
デンカ	100	2,157.50	215,750	
イビデン	200	4,367.00	873,400	
信越化学工業	3,500	4,615.00	16,152,500	
プラスアルファ・コンサルティング	100	1,745.00	174,500	
第一稀元素化学工業	100	676.00	67,600	
エア・ウォーター	400	1,900.00	760,000	
日本酸素ホールディングス	400	4,258.00	1,703,200	
日本パーカライジング	200	1,248.00	249,600	
高圧ガス工業	100	792.00	79,200	
日本触媒	200	1,853.50	370,700	
カネカ	100	3,675.00	367,500	
協和キリン	400	2,229.50	891,800	
ＡＰＰＩＥＲ　ＧＲＯＵＰ	100	1,535.00	153,500	
三菱瓦斯化学	300	2,633.50	790,050	
三井化学	300	3,310.00	993,000	
東京応化工業	200	3,366.00	673,200	
三菱ケミカルグループ	2,900	773.70	2,243,730	
ＫＨネオケム	100	2,047.00	204,700	
ダイセル	400	1,348.50	539,400	
住友ベークライト	100	3,631.00	363,100	
積水化学工業	800	2,512.50	2,010,000	
日本ゼオン	300	1,478.50	443,550	
アイカ工業	100	3,346.00	334,600	
ＵＢＥ	200	2,217.00	443,400	
リケンテクノス	100	1,009.00	100,900	
ダイキョーニシカワ	100	621.00	62,100	
日本化薬	300	1,219.00	365,700	
プレステージ・インターナショナル	200	700.00	140,000	
野村総合研究所	800	5,225.00	4,180,000	
電通グループ	400	3,535.00	1,414,000	
ソースネクスト	200	221.00	44,200	
シーティーエス	100	821.00	82,100	
シンプレクス・ホールディングス	100	2,946.00	294,600	
ラクスル	100	1,326.00	132,600	
メルカリ	200	1,860.50	372,100	
ＡＤＥＫＡ	100	2,802.50	280,250	
日油	400	2,024.50	809,800	
Ｓａｎｓａｎ	100	2,420.00	242,000	
花王	900	6,055.00	5,449,500	
武田薬品工業	3,500	4,120.00	14,420,000	

アステラス製薬	3,400	1,471.50	5,003,100	
住友ファーマ	300	710.00	213,000	
塩野義製薬	1,300	2,153.00	2,798,900	
日本新薬	100	3,689.00	368,900	
中外製薬	1,200	6,700.00	8,040,000	
科研製薬	100	4,210.00	421,000	
エーザイ	500	4,424.00	2,212,000	
ロート製薬	400	2,538.00	1,015,200	
小野薬品工業	800	1,532.00	1,225,600	
久光製薬	100	4,384.00	438,400	
参天製薬	700	1,527.00	1,068,900	
ツムラ	100	4,444.00	444,400	
テルモ	2,600	2,847.50	7,403,500	
Ｈ．Ｕ．グループホールディングス	100	2,525.00	252,500	
キッセイ薬品工業	100	3,975.00	397,500	
生化学工業	100	775.00	77,500	
栄研化学	100	2,163.00	216,300	
ＪＣＲファーマ	100	497.00	49,700	
東和薬品	100	2,915.00	291,500	
ゼリア新薬工業	100	2,163.00	216,300	
ネクセラファーマ	200	952.00	190,400	
第一三共	3,700	4,117.00	15,232,900	
杏林製薬	100	1,428.00	142,800	
大塚ホールディングス	900	8,007.00	7,206,300	
ペプチドリーム	200	2,000.00	400,000	
日本ペイントホールディングス	1,700	938.90	1,596,130	
関西ペイント	300	2,040.50	612,150	
中国塗料	100	2,313.00	231,300	
太陽ホールディングス	100	4,075.00	407,500	
ＤＩＣ	100	3,302.00	330,200	
サカタインクス	100	1,728.00	172,800	
ａｒｔｉｅｎｃｅ	100	3,000.00	300,000	
オリエンタルランド	2,400	3,483.00	8,359,200	
ダスキン	100	3,720.00	372,000	
パーク２４	300	2,038.50	611,550	
明光ネットワークジャパン	100	728.00	72,800	
クレスコ	100	1,128.00	112,800	
フジ・メディア・ホールディングス	400	2,506.00	1,002,400	
ラウンドワン	400	1,312.00	524,800	
リゾートトラスト	200	3,232.00	646,400	
オービック	700	4,559.00	3,191,300	
ジャストシステム	100	3,345.00	334,500	
ＴＤＣソフト	100	1,350.00	135,000	
ＬＩＮＥヤフー	6,300	462.80	2,915,640	
トレンドマイクロ	200	9,181.00	1,836,200	
リソー教育	300	289.00	86,700	
日本オラクル	100	13,980.00	1,398,000	
フューチャー	100	1,805.00	180,500	
ユー・エス・エス	800	1,378.50	1,102,800	
オービックビジネスコンサルタント	100	7,737.00	773,700	

アイティフォー	100	1,417.00	141,700	
サイバーエージェント	900	1,132.50	1,019,250	
楽天グループ	2,900	963.30	2,793,570	
ＳＢＩグローバルアセットマネジメント	100	692.00	69,200	
大塚商会	400	3,477.00	1,390,800	
サイボウズ	100	2,691.00	269,100	
デジタルガレージ	100	3,995.00	399,500	
イーエムシステムズ	100	790.00	79,000	
ＣＩＪ	100	462.00	46,200	
エン・ジャパン	100	1,891.00	189,100	
サワイグループホールディングス	200	1,924.00	384,800	
富士フイルムホールディングス	2,400	3,389.00	8,133,600	
コニカミノルタ	900	599.10	539,190	
資生堂	800	2,552.00	2,041,600	
ライオン	500	1,635.00	817,500	
マンダム	100	1,200.00	120,000	
ミルボン	100	3,100.00	310,000	
コーセー	100	6,712.00	671,200	
ポーラ・オルビスホールディングス	200	1,388.50	277,700	
コニシ	100	1,236.00	123,600	
長谷川香料	100	2,926.00	292,600	
小林製薬	100	5,736.00	573,600	
タカラバイオ	100	1,000.00	100,000	
デクセリアルズ	300	1,952.00	585,600	
クミアイ化学工業	100	745.00	74,500	
日本農薬	100	753.00	75,300	
富士石油	100	320.00	32,000	
出光興産	1,800	1,034.50	1,862,100	
ＥＮＥＯＳホールディングス	6,600	770.20	5,083,320	
コスモエネルギーホールディングス	100	6,678.00	667,800	
ＡＮＹＣＯＬＯＲ	100	3,180.00	318,000	
インフロニア・ホールディングス	400	1,147.50	459,000	
横浜ゴム	200	3,412.00	682,400	
ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ	200	2,458.50	491,700	
ブリヂストン	1,100	5,433.00	5,976,300	
住友ゴム工業	400	1,748.00	699,200	
住友理工	100	1,747.00	174,700	
三ツ星ベルト	100	3,860.00	386,000	
バンドー化学	100	1,840.00	184,000	
ＡＧＣ	400	4,320.00	1,728,000	
日本板硝子	200	371.00	74,200	
有沢製作所	100	1,416.00	141,600	
日本電気硝子	100	3,294.00	329,400	
住友大阪セメント	100	3,248.00	324,800	
太平洋セメント	200	3,820.00	764,000	
アジアパイルホールディングス	100	840.00	84,000	
東海カーボン	400	845.20	338,080	
ＴＯＴＯ	300	3,775.00	1,132,500	
日本碍子	400	1,912.50	765,000	

日本特殊陶業	300	4,773.00	1,431,900	
フジミインコーポレーテッド	100	2,097.00	209,700	
ニチアス	100	4,975.00	497,500	
日本製鉄	2,100	3,187.00	6,692,700	
神戸製鋼所	800	1,616.00	1,292,800	
中山製鋼所	100	749.00	74,900	
ＪＦＥホールディングス	1,200	1,761.50	2,113,800	
東京製鐵	100	1,547.00	154,700	
大和工業	100	7,567.00	756,700	
丸一鋼管	100	3,320.00	332,000	
大同特殊鋼	300	1,200.00	360,000	
新日本電工	300	275.00	82,500	
日本製鋼所	100	5,429.00	542,900	
大紀アルミニウム工業所	100	1,029.00	102,900	
日本軽金属ホールディングス	100	1,558.00	155,800	
三井金属鉱業	100	4,450.00	445,000	
三菱マテリアル	300	2,383.50	715,050	
住友金属鉱山	500	3,485.00	1,742,500	
ＤＯＷＡホールディングス	100	4,567.00	456,700	
古河機械金属	100	1,925.00	192,500	
大阪チタニウムテクノロジーズ	100	1,883.00	188,300	
東邦チタニウム	100	1,009.00	100,900	
ＵＡＣＪ	100	5,230.00	523,000	
古河電気工業	100	6,870.00	687,000	
住友電気工業	1,300	2,785.00	3,620,500	
フジクラ	400	6,049.00	2,419,600	
ＳＷＣＣ	100	7,460.00	746,000	
いよぎんホールディングス	500	1,589.00	794,500	
しずおかフィナンシャルグループ	800	1,351.00	1,080,800	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	300	1,645.00	493,500	
楽天銀行	200	4,637.00	927,400	
京都フィナンシャルグループ	500	2,164.00	1,082,000	
ＡＲＥホールディングス	200	1,903.00	380,600	
東洋製罐グループホールディングス	300	2,317.50	695,250	
横河ブリッジホールディングス	100	2,645.00	264,500	
三和ホールディングス	400	4,820.00	1,928,000	
文化シヤッター	100	1,839.00	183,900	
三協立山	100	595.00	59,500	
ＬＩＸＩＬ	600	1,736.50	1,041,900	
ノーリツ	100	1,689.00	168,900	
リンナイ	200	3,381.00	676,200	
ユニプレス	100	1,071.00	107,100	
日東精工	100	566.00	56,600	
岡部	100	731.00	73,100	
東プレ	100	1,797.00	179,700	
高周波熱錬	100	990.00	99,000	
パイオラックス	100	2,279.00	227,900	
日本発条	300	1,911.50	573,450	
三浦工業	200	3,684.00	736,800	
タクマ	100	1,644.00	164,400	

テクノプロ・ホールディングス	200	2,976.00	595,200	
ジャパンマテリアル	100	1,669.00	166,900	
ベクトル	100	1,030.00	103,000	
シグマクシス・ホールディングス	100	928.00	92,800	
リクルートホールディングス	3,100	10,640.00	32,984,000	
エラン	100	735.00	73,500	
ツガミ	100	1,652.00	165,200	
オークマ	100	3,450.00	345,000	
アマダ	500	1,560.00	780,000	
アイダエンジニアリング	100	793.00	79,300	
ＦＵＪＩ	200	2,270.00	454,000	
オーエスジー	200	1,670.50	334,100	
旭ダイヤモンド工業	100	837.00	83,700	
ＤＭＧ森精機	200	2,423.00	484,600	
ソディック	100	795.00	79,500	
ディスコ	200	42,940.00	8,588,000	
日本郵政	4,400	1,612.00	7,092,800	
ソラスト	100	463.00	46,300	
インソース	100	1,031.00	103,100	
豊田自動織機	300	12,350.00	3,705,000	
島精機製作所	100	980.00	98,000	
オプトラン	100	1,759.00	175,900	
ヤマシンフィルタ	100	605.00	60,500	
やまびこ	100	2,572.00	257,200	
野村マイクロ・サイエンス	100	2,554.00	255,400	
ナブテスコ	200	2,638.00	527,600	
ＳＭＣ	100	56,610.00	5,661,000	
オイレス工業	100	2,408.00	240,800	
サトーホールディングス	100	2,176.00	217,600	
ワイエイシイホールディングス	100	856.00	85,600	
小松製作所	2,000	4,445.00	8,890,000	
住友重機械工業	200	3,020.00	604,000	
日立建機	200	3,592.00	718,400	
日工	100	703.00	70,300	
井関農機	100	913.00	91,300	
ＴＯＷＡ	100	1,993.00	199,300	
ローツェ	200	1,647.00	329,400	
クボタ	2,100	1,833.00	3,849,300	
月島ホールディングス	100	1,435.00	143,500	
新東工業	100	903.00	90,300	
アイチコーポレーション	100	1,415.00	141,500	
小森コーポレーション	100	1,216.00	121,600	
荏原製作所	800	2,504.00	2,003,200	
ダイキン工業	500	17,775.00	8,887,500	
オルガノ	100	7,560.00	756,000	
栗田工業	200	5,157.00	1,031,400	
椿本チエイン	200	1,850.00	370,000	
日機装	100	992.00	99,200	
レイズネクスト	100	1,524.00	152,400	
アネスト岩田	100	1,317.00	131,700	

ダイフク	600	3,073.00	1,843,800	
タダノ	200	1,110.50	222,100	
フジテック	100	5,896.00	589,600	
ＣＫＤ	100	2,408.00	240,800	
平和	100	2,298.00	229,800	
理想科学工業	100	1,371.00	137,100	
ＳＡＮＫＹＯ	400	2,079.00	831,600	
フクシマガリレイ	100	2,527.00	252,700	
竹内製作所	100	5,290.00	529,000	
アマノ	100	3,948.00	394,800	
ブラザー工業	500	2,613.00	1,306,500	
モリタホールディングス	100	2,079.00	207,900	
グローリー	100	2,535.00	253,500	
新晃工業	100	1,213.00	121,300	
大和冷機工業	100	1,543.00	154,300	
セガサミーホールディングス	300	2,990.50	897,150	
ホシザキ	200	5,592.00	1,118,400	
日本精工	700	630.40	441,280	
ＮＴＮ	1,000	243.20	243,200	
ジェイテクト	300	1,133.00	339,900	
ミネベアミツミ	700	2,433.50	1,703,450	
日本トムソン	100	500.00	50,000	
ＴＨＫ	200	3,712.00	742,400	
キッツ	100	1,154.00	115,400	
日立製作所	10,100	3,870.00	39,087,000	
三菱電機	4,000	2,546.00	10,184,000	
富士電機	200	6,939.00	1,387,800	
安川電機	400	4,251.00	1,700,400	
明電舎	100	4,470.00	447,000	
ＰＨＣホールディングス	100	1,024.00	102,400	
ＫＯＫＵＳＡＩ　ＥＬＥＣＴＲＩＣ	300	2,469.50	740,850	
ソシオネクスト	400	2,051.00	820,400	
ベイカレント	300	6,540.00	1,962,000	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	200	2,974.00	594,800	
三櫻工業	100	690.00	69,000	
マキタ	500	4,437.00	2,218,500	
東芝テック	100	3,315.00	331,500	
マブチモーター	200	2,073.50	414,700	
ニデック	1,700	2,553.50	4,340,950	
ダブル・スコープ	100	243.00	24,300	
ヤーマン	100	733.00	73,300	
ＪＶＣケンウッド	300	1,747.50	524,250	
大崎電気工業	100	742.00	74,200	
オムロン	300	4,872.00	1,461,600	
日東工業	100	2,872.00	287,200	
ＩＤＥＣ	100	2,486.00	248,600	
ジーエス・ユアサ　コーポレーション	200	2,341.00	468,200	
日本電気	500	15,295.00	7,647,500	
富士通	3,600	3,050.00	10,980,000	

沖電気工業	200	938.00	187,600	
ルネサスエレクトロニクス	3,000	2,009.00	6,027,000	
セイコーエプソン	500	2,535.00	1,267,500	
ワコム	300	634.00	190,200	
アルバック	100	5,858.00	585,800	
ＥＩＺＯ	100	2,150.00	215,000	
日本信号	100	901.00	90,100	
京三製作所	100	500.00	50,000	
能美防災	100	3,005.00	300,500	
エレコム	100	1,468.00	146,800	
パナソニック　ホールディングス	4,600	1,528.00	7,028,800	
シャープ	600	921.10	552,660	
アンリツ	300	1,418.00	425,400	
ソニーグループ	13,400	3,380.00	45,292,000	
ＴＤＫ	3,400	1,720.00	5,848,000	
タムラ製作所	200	583.00	116,600	
アルプスアルパイン	300	1,637.50	491,250	
ホシデン	100	2,057.00	205,700	
ヒロセ電機	100	17,955.00	1,795,500	
日本航空電子工業	100	2,816.00	281,600	
ＴＯＡ	100	928.00	92,800	
マクセル	100	1,937.00	193,700	
スミダコーポレーション	100	885.00	88,500	
横河電機	400	3,212.00	1,284,800	
アズビル	1,000	1,150.50	1,150,500	
日本光電工業	300	2,193.50	658,050	
堀場製作所	100	9,423.00	942,300	
アドバンテスト	1,200	8,300.00	9,960,000	
キーエンス	400	63,600.00	25,440,000	
シスメックス	1,000	2,895.50	2,895,500	
日本マイクロニクス	100	3,660.00	366,000	
デンソー	3,800	1,977.50	7,514,500	
オプテックスグループ	100	1,616.00	161,600	
レーザーテック	100	15,315.00	1,531,500	
スタンレー電気	200	2,541.50	508,300	
ウシオ電機	200	2,035.00	407,000	
日本電子	100	5,528.00	552,800	
カシオ計算機	300	1,261.50	378,450	
ファナック	1,800	4,351.00	7,831,800	
日本シイエムケイ	100	450.00	45,000	
大真空	100	587.00	58,700	
ローム	700	1,472.50	1,030,750	
浜松ホトニクス	600	1,822.00	1,093,200	
三井ハイテック	200	846.00	169,200	
京セラ	2,500	1,578.50	3,946,250	
太陽誘電	200	2,120.00	424,000	
村田製作所	3,400	2,368.00	8,051,200	
双葉電子工業	100	483.00	48,300	
日東電工	1,200	2,723.50	3,268,200	
東海理化電機製作所	100	2,202.00	220,200	

ニチコン	100	1,037.00	103,700	
日本ケミコン	100	979.00	97,900	
ＫＯＡ	100	927.00	92,700	
三井Ｅ＆Ｓ	200	1,563.00	312,600	
カナデビア	300	1,035.00	310,500	
三菱重工業	6,900	2,230.50	15,390,450	
川崎重工業	300	6,992.00	2,097,600	
ＩＨＩ	300	9,500.00	2,850,000	
名村造船所	100	1,988.00	198,800	
アンビスホールディングス	100	640.00	64,000	
カーブスホールディングス	100	726.00	72,600	
三菱ロジスネクスト	100	1,935.00	193,500	
ＦＰＧ	100	2,489.00	248,900	
全国保証	100	5,463.00	546,300	
めぶきフィナンシャルグループ	2,000	660.40	1,320,800	
ジャパンインベストメントアドバイザー	100	1,233.00	123,300	
九州フィナンシャルグループ	700	758.20	530,740	
かんぽ生命保険	400	2,997.50	1,199,000	
ゆうちょ銀行	3,200	1,579.50	5,054,400	
富山第一銀行	100	1,018.00	101,800	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	2,100	871.30	1,829,730	
西日本フィナンシャルホールディングス	200	2,005.00	401,000	
ＳＢＩアルヒ	100	864.00	86,400	
プレミアグループ	100	2,588.00	258,800	
日産自動車	4,800	403.70	1,937,760	
いすゞ自動車	1,200	2,020.00	2,424,000	
トヨタ自動車	20,700	2,824.50	58,467,150	
日野自動車	600	487.10	292,260	
三菱自動車工業	1,400	445.70	623,980	
武蔵精密工業	100	2,871.00	287,100	
日産車体	100	1,011.00	101,100	
新明和工業	100	1,335.00	133,500	
極東開発工業	100	2,393.00	239,300	
タチエス	100	1,824.00	182,400	
ＮＯＫ	100	2,318.00	231,800	
フタバ産業	100	784.00	78,400	
カヤバ	100	2,884.00	288,400	
大同メタル工業	100	490.00	49,000	
プレス工業	200	552.00	110,400	
太平洋工業	100	1,476.00	147,600	
アイシン	800	1,710.00	1,368,000	
マツダ	1,200	985.30	1,182,360	
本田技研工業	9,200	1,372.00	12,622,400	
スズキ	3,200	1,868.00	5,977,600	
ＳＵＢＡＲＵ	1,100	2,578.50	2,836,350	
ヤマハ発動機	1,600	1,245.50	1,992,800	
小糸製作所	400	1,973.50	789,400	

エクセディ	100	4,735.00	473,500	
ミツバ	100	821.00	82,100	
豊田合成	100	2,673.00	267,300	
愛三工業	100	1,898.00	189,800	
エフ・シー・シー	100	3,030.00	303,000	
シマノ	200	21,300.00	4,260,000	
テイ・エス　テック	200	1,724.00	344,800	
第四北越フィナンシャルグループ	100	2,812.00	281,200	
ひろぎんホールディングス	500	1,192.50	596,250	
十六フィナンシャルグループ	100	4,670.00	467,000	
ネットプロテクションズホールディングス	100	475.00	47,500	
あいちフィナンシャルグループ	100	2,648.00	264,800	
ノジマ	100	2,328.00	232,800	
カッパ・クリエイト	100	1,434.00	143,400	
ナガイレーベン	100	2,036.00	203,600	
良品計画	500	4,078.00	2,039,000	
第一興商	200	1,774.00	354,800	
メディパルホールディングス	400	2,263.50	905,400	
アズワン	100	2,457.00	245,700	
イオン北海道	100	891.00	89,100	
コジマ	100	987.00	98,700	
ワタミ	100	905.00	90,500	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	800	4,266.00	3,412,800	
西松屋チェーン	100	2,291.00	229,100	
ゼンショーホールディングス	200	8,516.00	1,703,200	
日本ライフライン	100	1,557.00	155,700	
サイゼリヤ	100	4,555.00	455,500	
ＶＴホールディングス	200	521.00	104,200	
ＩＤＯＭ	100	1,117.00	111,700	
ハイデイ日高	100	2,915.00	291,500	
シークス	100	1,102.00	110,200	
コロワイド	200	1,690.00	338,000	
壱番屋	200	993.00	198,600	
スギホールディングス	200	2,676.50	535,300	
島津製作所	500	4,426.00	2,213,000	
スター精密	100	1,925.00	192,500	
東京精密	100	7,092.00	709,200	
マニー	200	1,396.00	279,200	
ニコン	600	1,633.00	979,800	
トプコン	200	2,786.50	557,300	
オリンパス	2,300	2,265.00	5,209,500	
理研計器	100	2,906.00	290,600	
ＳＣＲＥＥＮホールディングス	200	10,535.00	2,107,000	
タムロン	100	4,380.00	438,000	
ＨＯＹＡ	700	19,625.00	13,737,500	
Ａ＆Ｄホロンホールディングス	100	1,841.00	184,100	
朝日インテック	500	2,554.50	1,277,250	
キヤノン	2,000	4,923.00	9,846,000	

リコー	1,000	1,732.50	1,732,500	
シチズン時計	300	921.00	276,300	
メニコン	100	1,385.00	138,500	
パラマウントベッドホールディングス	100	2,739.00	273,900	
前田工繊	100	1,902.00	190,200	
アートネイチャー	100	754.00	75,400	
バンダイナムコホールディングス	1,000	3,800.00	3,800,000	
ＳＨＯＥＩ	100	2,030.00	203,000	
フランスベッドホールディングス	100	1,257.00	125,700	
マーベラス	100	509.00	50,900	
パイロットコーポレーション	100	4,340.00	434,000	
エイベックス	100	1,423.00	142,300	
フジシールインターナショナル	100	2,340.00	234,000	
タカラトミー	200	4,724.00	944,800	
広済堂ホールディングス	200	525.00	105,000	
レック	100	1,240.00	124,000	
三光合成	100	671.00	67,100	
ＴＯＰＰＡＮホールディングス	500	4,198.00	2,099,000	
大日本印刷	800	2,208.50	1,766,800	
ＮＩＳＳＨＡ	100	1,566.00	156,600	
アシックス	1,400	3,371.00	4,719,400	
エフピコ	100	2,962.00	296,200	
ヤマハ	700	1,072.00	750,400	
ピジョン	200	1,441.00	288,200	
象印マホービン	100	1,670.00	167,000	
リンテック	100	2,812.00	281,200	
信越ポリマー	100	1,555.00	155,500	
イトーキ	100	1,562.00	156,200	
任天堂	2,500	10,175.00	25,437,500	
三菱鉛筆	100	2,157.00	215,700	
タカラスタンダード	100	1,665.00	166,500	
コクヨ	200	2,629.00	525,800	
ニフコ	100	3,581.00	358,100	
オカムラ	100	1,925.00	192,500	
伊藤忠商事	2,800	7,103.00	19,888,400	
丸紅	3,400	2,276.00	7,738,400	
スクロール	100	1,109.00	110,900	
長瀬産業	200	2,879.00	575,800	
豊田通商	1,200	2,531.00	3,037,200	
オンワードホールディングス	300	613.00	183,900	
三共生興	100	595.00	59,500	
兼松	200	2,542.50	508,500	
三井物産	6,100	2,998.50	18,290,850	
日本紙パルプ商事	200	632.00	126,400	
東京エレクトロン	800	25,750.00	20,600,000	
セイコーグループ	100	5,290.00	529,000	
山善	100	1,309.00	130,900	
住友商事	2,500	3,306.00	8,265,000	
ＢＩＰＲＯＧＹ	100	4,804.00	480,400	
三菱商事	7,600	2,455.50	18,661,800	

キヤノンマーケティングジャパン	100	5,140.00	514,000	
東京産業	100	728.00	72,800	
阪和興業	100	4,710.00	471,000	
ニプロ	300	1,422.00	426,600	
岩谷産業	400	1,648.00	659,200	
アステナホールディングス	100	437.00	43,700	
三愛オブリ	100	1,785.00	178,500	
稲畑産業	100	3,160.00	316,000	
明和産業	100	702.00	70,200	
ゴールドウイン	100	8,034.00	803,400	
ユニ・チャーム	2,500	1,175.00	2,937,500	
ワキタ	100	1,811.00	181,100	
東邦ホールディングス	100	4,115.00	411,500	
サンゲツ	100	2,860.00	286,000	
ミツウロコグループホールディングス	100	1,798.00	179,800	
伊藤忠エネクス	100	1,708.00	170,800	
サンリオ	300	5,726.00	1,717,800	
新光商事	100	961.00	96,100	
モスフードサービス	100	3,465.00	346,500	
加賀電子	100	2,679.00	267,900	
木曽路	100	2,148.00	214,800	
ＳＲＳホールディングス	100	1,176.00	117,600	
リテールパートナーズ	100	1,274.00	127,400	
日本瓦斯	200	2,139.50	427,900	
ロイヤルホールディングス	100	2,581.00	258,100	
リンガーハット	100	2,260.00	226,000	
ＭｒＭａｘＨＤ	100	673.00	67,300	
ＡＯＫＩホールディングス	100	1,299.00	129,900	
オークワ	100	782.00	78,200	
コメリ	100	2,947.00	294,700	
青山商事	100	2,141.00	214,100	
しまむら	100	8,848.00	884,800	
高島屋	600	1,323.50	794,100	
松屋	100	1,074.00	107,400	
エイチ・ツー・オー　リテイリング	200	2,303.50	460,700	
丸井グループ	300	2,572.50	771,750	
クレディセゾン	200	3,635.00	727,000	
アクシアル　リテイリング	100	878.00	87,800	
イオン	1,500	3,740.00	5,610,000	
イズミ	100	3,048.00	304,800	
平和堂	100	2,357.00	235,700	
フジ	100	2,130.00	213,000	
ゼビオホールディングス	100	1,252.00	125,200	
ケーズホールディングス	300	1,400.00	420,000	
ＰＡＬＴＡＣ	100	4,240.00	424,000	
あおぞら銀行	300	2,370.00	711,000	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	24,600	1,926.00	47,379,600	
りそなホールディングス	4,700	1,122.00	5,273,400	
三井住友トラストグループ	1,300	3,865.00	5,024,500	
三井住友フィナンシャルグループ	8,000	3,755.00	30,040,000	

千葉銀行	1,200	1,276.00	1,531,200	
群馬銀行	600	1,087.50	652,500	
武蔵野銀行	100	3,145.00	314,500	
千葉興業銀行	100	1,515.00	151,500	
筑波銀行	200	250.00	50,000	
七十七銀行	100	4,636.00	463,600	
山形銀行	100	1,014.00	101,400	
東邦銀行	300	300.00	90,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	300	4,132.00	1,239,600	
スルガ銀行	200	1,188.00	237,600	
八十二銀行	900	979.90	881,910	
大垣共立銀行	100	2,118.00	211,800	
滋賀銀行	100	4,500.00	450,000	
南都銀行	100	3,470.00	347,000	
百五銀行	300	664.00	199,200	
紀陽銀行	100	2,221.00	222,100	
ほくほくフィナンシャルグループ	200	2,064.00	412,800	
山陰合同銀行	200	1,288.00	257,600	
四国銀行	100	1,197.00	119,700	
阿波銀行	100	2,703.00	270,300	
琉球銀行	100	1,119.00	111,900	
セブン銀行	1,300	301.20	391,560	
みずほフィナンシャルグループ	5,100	4,261.00	21,731,100	
山口フィナンシャルグループ	400	1,689.00	675,600	
みずほリース	300	1,007.00	302,100	
東京センチュリー	300	1,492.50	447,750	
ＳＢＩホールディングス	600	4,341.00	2,604,600	
日本証券金融	100	1,877.00	187,700	
アイフル	600	335.00	201,000	
北洋銀行	500	505.00	252,500	
愛媛銀行	100	1,124.00	112,400	
京葉銀行	200	787.00	157,400	
栃木銀行	200	294.00	58,800	
東和銀行	100	653.00	65,300	
イオンフィナンシャルサービス	200	1,240.00	248,000	
アコム	900	402.30	362,070	
オリエントコーポレーション	100	801.00	80,100	
オリックス	2,300	3,241.00	7,454,300	
三菱ＨＣキャピタル	1,800	1,028.50	1,851,300	
ジャフコ　グループ	100	2,223.00	222,300	
トモニホールディングス	300	436.00	130,800	
大和証券グループ本社	2,800	1,078.00	3,018,400	
野村ホールディングス	6,500	990.20	6,436,300	
岡三証券グループ	300	637.00	191,100	
丸三証券	100	1,008.00	100,800	
東洋証券	100	553.00	55,300	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	500	501.00	250,500	
水戸証券	100	572.00	57,200	
いちよし証券	100	838.00	83,800	

松井証券	200	807.00	161,400	
ＳＯＭＰＯホールディングス	1,800	4,277.00	7,698,600	
日本取引所グループ	2,300	1,602.00	3,684,600	
マネックスグループ	400	873.00	349,200	
アイザワ証券グループ	100	1,716.00	171,600	
池田泉州ホールディングス	500	431.00	215,500	
アニコム　ホールディングス	100	646.00	64,600	
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	2,800	3,192.00	8,937,600	
第一生命ホールディングス	1,800	4,149.00	7,468,200	
東京海上ホールディングス	3,700	5,040.00	18,648,000	
イー・ギャランティ	100	1,743.00	174,300	
Ｔ＆Ｄホールディングス	1,000	2,919.50	2,919,500	
三井不動産	5,200	1,398.00	7,269,600	
三菱地所	2,200	2,246.50	4,942,300	
平和不動産	100	4,695.00	469,500	
東京建物	300	2,396.50	718,950	
京阪神ビルディング	100	1,487.00	148,700	
住友不動産	600	5,352.00	3,211,200	
テーオーシー	100	653.00	65,300	
レオパレス２１	300	559.00	167,700	
スターツコーポレーション	100	3,855.00	385,500	
フジ住宅	100	744.00	74,400	
リログループ	200	1,899.00	379,800	
日神グループホールディングス	100	521.00	52,100	
日本エスコン	100	1,020.00	102,000	
ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス	200	518.00	103,600	
イオンモール	200	1,941.00	388,200	
カチタス	100	2,145.00	214,500	
トーセイ	100	2,381.00	238,100	
サンフロンティア不動産	100	1,984.00	198,400	
東武鉄道	400	2,670.00	1,068,000	
相鉄ホールディングス	100	2,549.50	254,950	
東急	1,100	1,752.50	1,927,750	
京浜急行電鉄	500	1,350.50	675,250	
小田急電鉄	600	1,484.00	890,400	
京王電鉄	200	3,909.00	781,800	
京成電鉄	700	1,450.00	1,015,000	
富士急行	100	2,337.00	233,700	
東日本旅客鉄道	2,200	2,732.50	6,011,500	
西日本旅客鉄道	900	2,777.00	2,499,300	
東海旅客鉄道	1,500	2,883.00	4,324,500	
東京地下鉄	600	1,719.50	1,031,700	
西武ホールディングス	400	3,313.00	1,325,200	
鴻池運輸	100	3,050.00	305,000	
西日本鉄道	100	2,202.50	220,250	
ハマキョウレックス	100	1,303.00	130,300	
近鉄グループホールディングス	400	3,296.00	1,318,400	
阪急阪神ホールディングス	500	3,895.00	1,947,500	
南海電気鉄道	200	2,548.50	509,700	

京阪ホールディングス	200	3,298.00	659,600	
名古屋鉄道	400	1,704.00	681,600	
ヤマトホールディングス	500	1,859.50	929,750	
山九	100	5,657.00	565,700	
センコーグループホールディングス	200	1,504.00	300,800	
ニッコンホールディングス	200	2,230.50	446,100	
セイノーホールディングス	200	2,328.00	465,600	
ＡＺ－ＣＯＭ丸和ホールディングス	100	1,114.00	111,400	
日本郵船	800	4,833.00	3,866,400	
商船三井	700	5,271.00	3,689,700	
川崎汽船	900	1,945.00	1,750,500	
飯野海運	100	1,092.00	109,200	
九州旅客鉄道	300	3,776.00	1,132,800	
ＳＧホールディングス	600	1,432.50	859,500	
ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディングス	400	2,457.50	983,000	
日本航空	900	2,546.00	2,291,400	
ＡＮＡホールディングス	1,000	2,877.50	2,877,500	
ＴＲＥホールディングス	100	1,526.00	152,600	
ＫＰＰグループホールディングス	100	652.00	65,200	
三菱倉庫	400	1,043.50	417,400	
住友倉庫	100	2,696.00	269,600	
日本トランスシティ	100	1,003.00	100,300	
大栄環境	100	2,816.00	281,600	
上組	200	3,340.00	668,000	
ＴＢＳホールディングス	200	4,222.00	844,400	
日本テレビホールディングス	300	2,855.00	856,500	
テレビ朝日ホールディングス	100	2,467.00	246,700	
スカパーＪＳＡＴホールディングス	300	911.00	273,300	
ビジョン	100	1,147.00	114,700	
Ｕ－ＮＥＸＴ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	100	1,862.00	186,200	
日本通信	500	123.00	61,500	
日本電信電話	116,000	151.80	17,608,800	
ＫＤＤＩ	2,900	5,196.00	15,068,400	
ソフトバンク	62,400	201.50	12,573,600	
ＧＭＯインターネットグループ	100	2,758.50	275,850	
ＫＡＤＯＫＡＷＡ	200	3,203.00	640,600	
学研ホールディングス	100	1,006.00	100,600	
ゼンリン	100	875.00	87,500	
東京電力ホールディングス	3,300	398.60	1,315,380	
中部電力	1,400	1,601.00	2,241,400	
関西電力	1,800	1,729.50	3,113,100	
中国電力	700	867.40	607,180	
北陸電力	400	825.50	330,200	
東北電力	1,000	1,129.00	1,129,000	
四国電力	400	1,160.50	464,200	
九州電力	900	1,287.50	1,158,750	
北海道電力	400	740.00	296,000	
沖縄電力	100	876.00	87,600	
電源開発	300	2,545.50	763,650	

イーレックス	100	806.00	80,600	
レノバ	100	585.00	58,500	
東京瓦斯	700	4,369.00	3,058,300	
大阪瓦斯	700	3,016.00	2,111,200	
東邦瓦斯	100	3,770.00	377,000	
北海道瓦斯	100	524.00	52,400	
静岡ガス	100	996.00	99,600	
メタウォーター	100	1,871.00	187,100	
東宝	200	7,047.00	1,409,400	
エイチ・アイ・エス	100	1,478.00	147,800	
東映	100	5,680.00	568,000	
ＮＴＴデータグループ	1,000	2,984.00	2,984,000	
共立メンテナンス	100	3,061.00	306,100	
カナモト	100	3,080.00	308,000	
ＤＴＳ	100	4,225.00	422,500	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	200	6,308.00	1,261,600	
シーイーシー	100	1,878.00	187,800	
カプコン	800	3,569.00	2,855,200	
日本空港ビルデング	100	5,067.00	506,700	
トランス・コスモス	100	3,155.00	315,500	
乃村工藝社	200	909.00	181,800	
ＳＣＳＫ	300	3,473.00	1,041,900	
セコム	800	5,166.00	4,132,800	
丹青社	100	901.00	90,100	
メイテックグループホールディングス	100	2,973.50	297,350	
ＴＫＣ	100	3,740.00	374,000	
船井総研ホールディングス	100	2,377.00	237,700	
ＮＳＤ	100	3,340.00	334,000	
コナミグループ	100	16,345.00	1,634,500	
ダイセキ	100	3,720.00	372,000	
トラスコ中山	100	1,986.00	198,600	
ヤマダホールディングス	1,200	450.00	540,000	
オートバックスセブン	100	1,478.00	147,800	
アークランズ	100	1,676.00	167,600	
ニトリホールディングス	100	17,790.00	1,779,000	
吉野家ホールディングス	200	2,933.00	586,600	
イエローハット	100	2,941.00	294,100	
サガミホールディングス	100	1,734.00	173,400	
因幡電機産業	100	3,754.00	375,400	
王将フードサービス	100	2,902.00	290,200	
アークス	100	2,682.00	268,200	
バローホールディングス	100	2,160.00	216,000	
ミスミグループ本社	600	2,298.50	1,379,100	
ファーストリテイリング	200	49,200.00	9,840,000	
ソフトバンクグループ	2,000	9,455.00	18,910,000	
スズケン	100	4,683.00	468,300	
サンドラッグ	100	4,133.00	413,300	
ベルーナ	100	875.00	87,500	
合計	715,000		1,461,296,370	

（２）株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年2月28日現在

Ⅰ　資産総額	43,667,323円
Ⅱ　負債総額	457,276円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	43,210,047円
Ⅳ　発行済数量	42,894,132口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0074円

（参考）

太陽財形公社債　マザーファンド

2025年2月28日現在

Ⅰ　資産総額	65,176,087円
Ⅱ　負債総額	0円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	65,176,087円
Ⅳ　発行済数量	56,518,857口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.153円

ニュー　トピックス　インデックス　マザーファンド

2025年2月28日現在

Ⅰ　資産総額	1,483,827,562円
Ⅱ　負債総額	1,182,660円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,482,644,902円
Ⅳ　発行済数量	362,701,385口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	4.0878円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等名簿

該当事項はありません。

(3)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2025年2月28日現在）

資本金の額　　20億円

発行する株式総数※　　100,000株
（普通株式 上限100,000株、Ａ種種類株式 上限30,000株）

発行済株式総数　　40,000株
（普通株式24,490株、Ａ種種類株式15,510株）

※種類株式の発行が可能

直近５カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

（2）会社の機構（2025年2月28日現在）

①　会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

②　投資運用の意思決定機構

1.投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2025年2月28日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,487,909,998,490
追加型株式投資信託	752	17,003,593,272,902
単位型公社債投資信託	22	34,110,339,288
単位型株式投資信託	191	1,002,919,122,632
合計	991	19,528,532,733,312

３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

２．財務諸表及び中間財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。

３．委託会社は、第39期事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第40期中間会計期間（自2024年4月1日至2024年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

		第38期 （2023年3月31日現在）		第39期 （2024年3月31日現在）
（資産の部）				
流動資産				
現金・預金		33,770		41,183
金銭の信託		29,184		28,143
未収委託者報酬		16,279		19,018
未収運用受託報酬		3,307		3,577
未収投資助言報酬		283		315
未収収益		15		6
前払費用		1,129		1,510
その他		2,377		2,088
流動資産計		86,346		95,843
固定資産				
有形固定資産		1,127		1,093
建物	※1	1,001	※1	918
器具備品	※1	118	※1	130
リース資産	※1	7	※1	5
建設仮勘定		-		39
無形固定資産		5,021		4,495
ソフトウエア		3,367		2,951
ソフトウエア仮勘定		1,651		1,543
電話加入権		2		0
投資その他の資産		9,768		8,935
投資有価証券		182		184
関係会社株式		5,810		4,447
長期差入保証金		775		768
繰延税金資産		2,895		3,406
その他		104		128
固定資産計		15,918		14,524
資産合計		102,265		110,368

（単位：百万円）

	第38期 （2023年3月31日現在）	第39期 （2024年3月31日現在）
（負債の部）		
流動負債		
預り金	1,481	1,982
リース債務	1	1
未払金	7,246	8,970
未払収益分配金	0	1
未払償還金	-	0
未払手数料	7,005	8,246
その他未払金	240	721
未払費用	7,716	8,616
未払法人税等	1,958	3,676
未払消費税等	277	1,497
賞与引当金	1,730	1,927
役員賞与引当金	48	52
流動負債計	20,460	26,725
固定負債		
リース債務	6	4
退職給付引当金	2,654	2,719
時効後支払損引当金	108	73
固定負債計	2,769	2,796
負債合計	23,230	29,521
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	57,481	59,294
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	57,358	59,170
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	25,678	27,490
株主資本計	79,034	80,846
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等計	△0	△0
純資産合計	79,034	80,846
負債・純資産合計	102,265	110,368

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	第38期 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）		第39期 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	
営業収益				
委託者報酬	95,739		102,113	
運用受託報酬	16,150		17,155	
投資助言報酬	2,048		2,211	
その他営業収益	23		26	
営業収益計		113,962		121,507
営業費用				
支払手数料	41,073		44,366	
広告宣伝費	216		329	
公告費	0		0	
調査費	33,177		35,468	
調査費	12,294		13,277	
委託調査費	20,882		22,190	
委託計算費	548		558	
営業雑経費	733		823	
通信費	36		36	
印刷費	504		598	
協会費	69		65	
諸会費	29		44	
支払販売手数料	92		78	
営業費用計		75,749		81,545
一般管理費				
給料	10,484		10,763	
役員報酬	168		164	
給料・手当	9,199		9,425	
賞与	1,115		1,173	
交際費	17		34	
寄付金	11		15	
旅費交通費	128		162	
租税公課	330		489	
不動産賃借料	1,006		1,030	
退職給付費用	437		412	
固定資産減価償却費	1,388		1,567	
福利厚生費	47		46	
修繕費	1		1	
賞与引当金繰入額	1,730		1,927	
役員賞与引当金繰入額	48		52	
機器リース料	0		0	
事務委託費	4,074		3,379	
事務用消耗品費	37		46	
器具備品費	1		3	
諸経費	334		240	
一般管理費計		20,078		20,172
営業利益		18,135		19,788

（単位：百万円）

	第38期 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）		第39期 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	
営業外収益				
受取利息	10		4	
受取配当金	※1　2,400		※1　899	
時効成立分配金・償還金	0		0	
雑収入	10		18	
時効後支払損引当金戻入額	24		35	
営業外収益計		2,446		959
営業外費用				
為替差損	3		19	
金銭の信託運用損	1,003		1,008	
早期割増退職金	24		6	
雑損失	47		0	
営業外費用計		1,079		1,034
経常利益		19,502		19,712
特別利益				
投資有価証券売却益	4		―	
特別利益計		4		―
特別損失				
固定資産除却損	12		6	
投資有価証券売却損	9		―	
関係会社株式評価損	584		1,362	
減損損失	―		※2　231	
特別損失計		606		1,601
税引前当期純利益		18,900		18,111
法人税、住民税及び事業税		4,881		5,769
法人税等調整額		197		△510
法人税等合計		5,078		5,258
当期純利益		13,821		12,852

（３）【株主資本等変動計算書】

第38期（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573
当期変動額									
剰余金の配当							△12,360	△12,360	△12,360
当期純利益							13,821	13,821	13,821
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,461	1,461	1,461
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△0	△0	77,573
当期変動額			
剰余金の配当			△12,360
当期純利益			13,821
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,461
当期末残高	△0	△0	79,034

第39期（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							△11,040	△11,040	△11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△0	△0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			△11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,812
当期末残高	△0	△0	80,846

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　…　8～18年 器具備品　…　2～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。
4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5．引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 （1）委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 （2）運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年１回又は２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 （3）投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年２回又は４回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 （4）成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

（百万円）

	第38期 （2023年3月31日現在）	第39期 （2024年3月31日現在）
建物	523	630
器具備品	934	769
リース資産	1	3

（損益計算書関係）

※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

（百万円）

	第38期 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）
受取配当金	2,393	895

※2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

（百万円）

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウエア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウエア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウエア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

（株主資本等変動計算書関係）

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	－	－	24,490
A種種類株式	15,510	－	－	15,510
合計	40,000	－	－	40,000

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式 A種種類 株式	12,360	309,000	2022年3月31日	2022年6月17日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生（予定）日
2023年6月16日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式					

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	24,490	－	－	24,490
A種種類株式	15,510	－	－	15,510
合計	40,000	－	－	40,000

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月16日定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式				

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生（予定）日
2024年6月17日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類株式					

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、１年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第38期（2023年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
（1）金銭の信託	29,184	29,184	―
（2）投資有価証券			
その他有価証券	1	1	―
資産計	29,186	29,186	―

第39期（2024年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
（1）金銭の信託	28,143	28,143	―
（2）投資有価証券			
その他有価証券	1	1	―
資産計	28,145	28,145	―

（注1）現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期（2023年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
（1）現金・預金	33,770	―	―	―
（2）金銭の信託	29,184	―	―	―
（3）未収委託者報酬	16,279	―	―	―
（4）未収運用受託報酬	3,307	―	―	―
（5）投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	―	1	―	―
合計	82,540	1	―	―

第39期（2024年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
（1）現金・預金	41,183	―	―	―
（2）金銭の信託	28,143	―	―	―
（3）未収委託者報酬	19,018	―	―	―
（4）未収運用受託報酬	3,577	―	―	―
（5）投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	―	1	―	―
合計	91,923	1	―	―

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 ： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第38期（2023年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
（1）金銭の信託	－	29,184	－	29,184
（2）投資有価証券				
その他有価証券	－	1	－	1
資産計	－	29,186	－	29,186

第39期（2024年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
（1）金銭の信託	－	28,143	－	28,143
（2）投資有価証券				
その他有価証券	－	1	－	1
資産計	－	28,145	－	28,145

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い、2．金融商品の時価等に関する事項及び3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（百万円）

	第38期 （2023年3月31日現在）	第39期 （2024年3月31日現在）
投資有価証券（その他有価証券）		
非上場株式	180	182
関係会社株式		
非上場株式	5,810	4,447

（有価証券関係）

1．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第38期の貸借対照表計上額5,810百万円、第39期の貸借対照表計上額4,447百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2．その他有価証券

第38期（2023年3月31日現在）

（百万円）

区分	貸借対照表日における貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託	―	―	―
小計	―	―	―
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

（注）非上場株式（貸借対照表計上額180百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第39期（2024年3月31日現在）

（百万円）

区分	貸借対照表日における貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託	―	―	―
小計	―	―	―
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

（注）非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	54	4	9

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について584百万円（関係会社株式584百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について1,362百万円（関係会社株式1,362百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（百万円）

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
退職給付債務の期首残高	2,576	2,698
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	31	9
退職給付の支払額	△191	△246
退職給付債務の期末残高	2,698	2,760

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（百万円）

	第38期 （2023年3月31日現在）	第39期 （2024年3月31日現在）
非積立型制度の退職給付債務	2,698	2,760
未積立退職給付債務	2,698	2,760
未認識数理計算上の差異	△44	△40
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719
退職給付引当金	2,654	2,719
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719

（3）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（百万円）

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	22	13
過去勤務費用の費用処理額	34	△0
その他	△4	△4
確定給付制度に係る退職給付費用	334	307

（注）上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において24百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

（4）数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第38期 （2023年3月31日現在）	第39期 （2024年3月31日現在）
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～3.56%	1.00%～3.56%

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度103百万円、当事業年度104百万円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
繰延税金資産	（百万円）	（百万円）
未払事業税	121	195
未払事業所税	9	9
賞与引当金	529	590
未払法定福利費	94	98
運用受託報酬	390	351
資産除去債務	15	17
減価償却超過額（一括償却資産）	21	12
減価償却超過額	198	91
繰延資産償却超過額（税法上）	297	331
退職給付引当金	812	832
時効後支払損引当金	33	22
ゴルフ会員権評価損	7	6
関係会社株式評価損	345	761
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	―	70
その他	13	8
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	2,895	3,406
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	―	―
繰延税金資産の純額	2,895	3,406

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
（調整）		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.69 %	△1.44 %
その他	△0.06 %	△0.14 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.87 %	29.04 %

（企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM （存続会社）	MHAM （消滅会社）
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率　50.00%
MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率　20.00%
MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率　70.00%
なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号　平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

（1）被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

（2）発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a.発生したのれんの金額	76,224百万円
b.発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c.のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却

（3）企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a.資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b.負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

（4）のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b.主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

（1）貸借対照表項目

	第38期 （2023年3月31日現在）	第39期 （2024年3月31日現在）
流動資産	－百万円	－百万円
固定資産	68,921百万円	60,761百万円
資産合計	68,921百万円	60,761百万円
流動負債	－百万円	－百万円
固定負債	3,643百万円	1,957百万円
負債合計	3,643百万円	1,957百万円
純資産	65,278百万円	58,804百万円

（注）固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	51,451百万円	47,640百万円
顧客関連資産	20,947百万円	17,109百万円

（2）損益計算書項目

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
営業収益	－百万円	－百万円
営業利益	△8,039百万円	△7,649百万円
経常利益	△8,039百万円	△7,649百万円
税引前当期純利益	△8,039百万円	△7,649百万円
当期純利益	△6,744百万円	△6,474百万円
1株当たり当期純利益	△168,617円97銭	△161,850円28銭

（注）営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。

のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	4,228百万円	3,837百万円

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識関係）

1．収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
委託者報酬	95,739百万円	102,113百万円
運用受託報酬	14,651百万円	15,156百万円
投資助言報酬	2,048百万円	2,211百万円
成功報酬（注）	1,499百万円	1,999百万円
その他営業収益	23百万円	26百万円
合計	113,962百万円	121,507百万円

（注）成功報酬は、前事業年度においては損益計算書の運用受託報酬、当事業年度においては損益計算書の委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2．収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）及び第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（1）サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（持分法損益等）

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当はありません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

（2）子会社及び関連会社等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当はありません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

（3）兄弟会社等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	－	－	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	7,474	未払手数料	1,579
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	－	－	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	13,932	未払手数料	2,404

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	－	－	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	8,140	未払手数料	1,870
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	－	－	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	16,655	未払手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ
(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

（1株当たり情報）

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
1株当たり純資産額	1,975,862円96銭	2,021,173円74銭
1株当たり当期純利益金額	345,535円19銭	321,310円79銭

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注2）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	―	―
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)	(15,510株)

（注1）A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

(1) 中間貸借対照表

（単位：百万円）

		第40期中間会計期間末 （2024年9月30日現在）
（資産の部）		
流動資産		
現金・預金		30,451
有価証券		0
金銭の信託		31,850
未収委託者報酬		19,361
未収運用受託報酬		3,548
未収投資助言報酬		315
未収収益		9
前払費用		1,538
その他		2,282
流動資産計		89,360
固定資産		
有形固定資産		1,040
建物	※1	888
器具備品	※1	146
リース資産	※1	4
建設仮勘定		0
無形固定資産		4,122
ソフトウエア		3,011
ソフトウエア仮勘定		1,111
電話加入権		0
投資その他の資産		8,024
投資有価証券		183
関係会社株式		3,840
長期差入保証金		764
繰延税金資産		3,085
その他		150
固定資産計		13,188
資産合計		102,548

（単位：百万円）

		第40期中間会計期間末 （2024年9月30日現在）
（負債の部）		
流動負債		
預り金		552
リース債務		1
未払金		8,577
未払収益分配金		0
未払償還金		0
未払手数料		8,466
その他未払金		108
未払費用		7,321
未払法人税等		3,650
未払消費税等	※2	1,191
契約負債		7
賞与引当金		916
役員賞与引当金		28
流動負債計		22,247
固定負債		
リース債務		3
退職給付引当金		2,720
時効後支払損引当金		64
固定負債計		2,787
負債合計		25,035
（純資産の部）		
株主資本		
資本金		2,000
資本剰余金		19,552
資本準備金		2,428
その他資本剰余金		17,124
利益剰余金		55,960
利益準備金		123
その他利益剰余金		55,837
別途積立金		31,680
繰越利益剰余金		24,157
株主資本計		77,513
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		△0
評価・換算差額等計		△0
純資産合計		77,513
負債・純資産合計		102,548

(2) 中間損益計算書

（単位：百万円）

	第40期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）	
営業収益		
委託者報酬	55,266	
運用受託報酬	8,186	
投資助言報酬	1,200	
その他営業収益	13	
営業収益計		64,667
営業費用		
支払手数料	24,284	
広告宣伝費	157	
公告費	0	
調査費	18,581	
調査費	6,728	
委託調査費	11,853	
委託計算費	278	
営業雑経費	355	
通信費	19	
印刷費	234	
協会費	33	
諸会費	29	
支払販売手数料	39	
営業費用計		43,658
一般管理費		
給料	5,154	
役員報酬	89	
給料・手当	5,002	
賞与	63	
交際費	27	
寄付金	5	
旅費交通費	105	
租税公課	298	
不動産賃借料	583	
退職給付費用	210	
固定資産減価償却費	※1 790	
福利厚生費	29	
修繕費	0	
賞与引当金繰入額	916	
役員賞与引当金繰入額	28	
機器リース料	0	
事務委託費	1,607	
事務用消耗品費	19	
器具備品費	0	
諸経費	154	
一般管理費計		9,933
営業利益		11,075

（単位：百万円）

	第40期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）	
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	448	
時効成立分配金・償還金	0	
為替差益	26	
金銭の信託運用益	2	
雑収入	6	
時効後支払損引当金戻入額	7	
営業外収益計		494
営業外費用		
早期割増退職金	6	
営業外費用計		6
経常利益		11,563
特別損失		
固定資産除却損	3	
関係会社株式評価損	31	
特別損失計		35
税引前中間純利益		11,528
法人税、住民税及び事業税		3,685
法人税等調整額		320
法人税等合計		4,006
中間純利益		7,522

(3) 中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490
当中間期変動額							
剰余金の配当							△10,855
中間純利益							7,522
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△3,333
当中間期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,157

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金合計	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	59,294	80,846	△0	△0	80,846
当中間期変動額					
剰余金の配当	△10,855	△10,855			△10,855
中間純利益	7,522	7,522			7,522
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)			0	0	0
当中間期変動額合計	△3,333	△3,333	0	0	△3,333
当中間期末残高	55,960	77,513	△0	△0	77,513

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	（1）子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 （2）その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	（1）有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　…　8～18年 器具備品　…　3～20年 （2）無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 （3）リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	（1）賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 （2）役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 （3）退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 （4）時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 （1）委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 （2）運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 （3）投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 （4）成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第40期中間会計期間末 （2024年9月30日現在）
※1.有形固定資産の減価償却累計額	建物　…　685百万円 器具備品　…　609百万円 リース資産　…　4百万円
※2.消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

項目	第40期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
※1.減価償却実施額	有形固定資産　…　76百万円 無形固定資産　…　713百万円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
普通株式	24,490	－	－	24,490
A種種類株式	15,510	－	－	15,510
合計	40,000	－	－	40,000

2.配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金（財産）の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年3月15日みなし株主総会	普通株式 A種種類株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
2024年6月17日定時株主総会	普通株式 A種種類株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc.（以下「AM-One USA」という）の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）の子会社である米州みずほLLC（以下「米州みずほ」という）が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社（以下「DL」という）が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第40期中間会計期間末（2024年9月30日現在）

1.金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
（1）有価証券	0	0	－
（2）金銭の信託	31,850	31,850	－
（3）投資有価証券			
その他有価証券	0	0	－
資産計	31,852	31,852	－

（注）現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 ： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	－	0	－	0
金銭の信託	－	31,850	－	31,850
投資有価証券				
その他有価証券	－	0	－	0
資産計	－	31,852	－	31,852

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（銀行預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。
これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額（百万円）
投資有価証券（その他有価証券）	
非上場株式	182
関係会社株式	
非上場株式	3,840

（有価証券関係）

第40期中間会計期間末
（2024年9月30日現在）

1.子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額3,840百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2.その他有価証券

区　分	中間貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

（持分法損益等）

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

（企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1.結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2.企業結合日

2016年10月1日

3.企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4.結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5.企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6.合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM （存続会社）	MHAM （消滅会社）
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7.交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8.経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率　50.00%
MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率　20.00%
MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率　70.00%
なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9.取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10.会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号　平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

（1）中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年4月1日から2024年9月30日まで

（2）被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

（3）発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a.発生したのれんの金額	76,224百万円
b.発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c.のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却

（4）企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a.資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b.負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

（5）のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b.主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

（1）貸借対照表項目

流動資産	－百万円
固定資産	57,453百万円
資産合計	57,453百万円
流動負債	－百万円
固定負債	1,750百万円
負債合計	1,750百万円
純資産	55,702百万円

（注）固定資産及び資産合計には、のれんの金額45,734百万円及び顧客関連資産の金額15,385百万円が含まれております。

（2）損益計算書項目

営業収益	－百万円
営業利益	△3,629百万円
経常利益	△3,629百万円
税引前中間純利益	△3,629百万円
中間純利益	△3,101百万円
1株当たり中間純利益	△77,541円29銭

（注）営業利益には、のれんの償却額1,905百万円及び顧客関連資産の償却額1,723百万円が含まれております。

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識関係）

1．収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

	第40期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
委託者報酬	55,266百万円
運用受託報酬	8,186百万円
投資助言報酬	1,200百万円
成功報酬	－百万円
その他営業収益	13百万円
合計	64,667百万円

2．収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1.セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.関連情報

（１）サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

第40期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）	
1株当たり純資産額	1,937,834円09銭
1株当たり中間純利益金額	188,050円89銭

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
中間純利益金額	7,522百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	―
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	7,522百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数 （うち普通株式） （うちA種種類株式）	40,000株 (24,490株) (15,510株)

（注）A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2024年12月25日付でPayPayアセットマネジメント株式会社が実施した第三者割当増資を引き受け、同社への出資比率が23.4%から49.9%に引き上がりました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

名称	三井住友信託銀行株式会社
資本金の額	342,037百万円（2024年3月末日現在）
事業の内容	日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

名　　称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
みずほ証券株式会社	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

（注）資本金の額は2024年3月末日現在

２【関係業務の概要】

「受託会社」は以下の業務を行います。

（1）委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
（2）投資信託財産の計算
（3）その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

（1）募集・販売の取り扱い
（2）受益者に対する一部解約事務
（3）受益権の買い取り
（4）受益者に対する一部解約金および償還金の支払い
（5）受益者に対する収益分配金の再投資
（6）受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
（7）受益者に対する運用報告書の交付
（8）所得税および地方税の源泉徴収
（9）その他上記業務に付随する一切の業務

３【資本関係】

該当事項はありません。
※持株比率５％以上を記載します。

第３【その他】

(1)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。また、以下の内容を記載することがあります。

・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨

・委託会社の金融商品取引業者登録番号

・詳細情報の入手方法

①委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など

②請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨

・目論見書の使用開始日

・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

①届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

②届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨

・投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨

・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載

(2)有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第１「ファンドの状況」５「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に記載することがあります。

(3)投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。

(4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。

(6)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。

独立監査人の監査報告書

２０２４年5月２３日

アセットマネジメントOne株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森　重　　俊　寛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長　谷　川　　敬
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲　葉　　宏　和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の２０２３年４月１日から２０２４年3月３１日までの第３９期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の２０２４年3月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

２０２５年４月４日

アセットマネジメントOne株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　　森　重　　俊　寛

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている太陽財形株投　太陽一般財形　３０の２０２４年２月２日から２０２５年２月３日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太陽財形株投　太陽一般財形　３０の２０２５年２月３日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

２０２４年１１月２２日

アセットマネジメントOne株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森　重　　俊　寛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲　葉　　宏　和

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第４０期事業年度の中間会計期間（２０２４年４月１日から２０２４年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の２０２４年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２４年４月１日から２０２４年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注１）上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。